

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則	指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等について
<p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第一節 基本方針（第五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第六条—第八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第十条—第四十四条）</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十五条—第四十九条）</p> <p>第三章 療養介護</p> <p>第一節 基本方針（第五十条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十一条・第五十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十三条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十四条—第七十七条）</p> <p>第四章 生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第七十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七十九条—第八十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第八十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第八十三条—第九十四条）</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十五条—第九十七条）</p> <p>第五章 短期入所</p> <p>第一節 基本方針（第九十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十九条・第一百条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第一百一条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第一百二条—第一百九条）</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（百十条・百十一条）</p> <p>第六章 重度障害者等包括支援</p> <p>第一節 基本方針（第一百二条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第一百三十三条・第一百四十四条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第一百五十五条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第一百六十六条—第一百二十二条）</p> <p>第七章 共同生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第二百三十三条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第二百二十四条・第二百五十五条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第二百二十六条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百二十七条—第四百十条）</p> <p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第一節 基本方針（第四百四十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第四百四十二条・第四百四十三条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第四百四十四条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第四百四十五条—第四百四十八条）</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四百四十九条・第五百十条）</p> <p>第九章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第一節 基本方針（第五百五十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五百五十二条・第五百五十三条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五百五十四条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五百五十五条—第五百五十八条）</p> <p>第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第五百五十九条・第六十条）</p> <p>第十章 就労移行支援</p> <p>第一節 基本方針（第六十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第六十二条—第六十四条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第六十五条・第六十六条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第六十七条—第七十一条）</p> <p>第十一章 就労継続支援A型</p> <p>第一節 基本方針（第七十二条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七十三条・第七十四条）</p>	<p>第一章 総則（第一条—第二条）</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第三条—第六条）</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第七条—第九条）</p> <p>第三章 療養介護（第十条—第十五条）</p> <p>第四章 生活介護</p> <p>第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第十六条—第二十条）</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十一条—第二十二条）</p> <p>第五章 短期入所</p> <p>第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第二十三条—第二十六条）</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十七条）</p> <p>第六章 重度障害者等包括支援（第二十八条・第二十九条）</p> <p>第七章 共同生活介護（第三十条—第三十四条）</p> <p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第三十五条—第三十七条）</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第三十八条）</p> <p>第九章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第三十九条—第四十三条）</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十四条）</p> <p>第十章 就労移行支援（第四十五条—第四十七条）</p> <p>第十一章 就労継続支援A型（第四十八条—第五十条）</p>	

第三節 設備に関する基準（第七十五条）
 第四節 運営に関する基準（第七十六条―第八十四条）
 第十二章 就労継続支援B型
 第一節 基本方針（第八十五条）
 第二節 人員に関する基準（第八十六条）
 第三節 設備に関する基準（第八十七条）
 第四節 運営に関する基準（第八十八条・第八十九条）
 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十条―第九十三条）
 第十三章 共同生活援助
 第一節 基本方針（第九十四条）
 第二節 人員に関する基準（第九十五条・第九十六条）
 第三節 設備に関する基準（第九十七条）
 第四節 運営に関する基準（第九十八条―二百条）
 第十四章 多機能型に関する特例（第二百一条・第二百二条）
 第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百三条・第二百四条）
 第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百五条―第二百九条）
 第十七章 雑則（第二百十条）
 附則

第十二章 就労継続支援B型
 第一節 指定障害福祉サービスに関する基準（第五十一条）
 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第五十二条・第五十三条）
 第十三章 共同生活援助（第五十四条）
 第十四章 多機能型に関する特例（第五十五条）
 第十五章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第五十六条―第五十七条）
 第十六章 雑則（第五十八条）
 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、**指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号。以下「条例」という。）**の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第一 基準の性格

- 1 基準は、指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定障害福祉サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害福祉サービス事業者等の指定等又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、
 - ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③ 正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。
 また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。
 なお、③の命令に従わない場合には、当該指定等を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護給付費等の請求を停止させること）ができる。
 ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定等を取り消すこと又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止することができること。
 - (1) 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - ① 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ② 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ③ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を受取るとき
 - (2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - (3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 指定障害福祉サービス事業者等が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定等が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者等から指定障害福祉サービス事業所又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）についての指定等の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定等を行わないものとする。

4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）において法等の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとしていた基準について、都道府県の条例で定めることとされたところであるが、その具体的な考え方については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について」（平成23年10月7日付け障発第1007第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照されたい。

第二 総論

1 事業者指定の単位について

(1) 従たる事業所の取扱いについて

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）については、次の①及び②の要件（特定旧法指定施設における分場であって、平成18年9月30日において現に存するものが行う場合にあっては、「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること及び②の要件とする。）を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。

① 人員及び設備に関する要件

- ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。
- イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。
 - (Ⅰ) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上
 - (Ⅱ) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上
- ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。
- エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

② 運営に関する要件

- ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急速代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(2) 出張所等の取扱いについて

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、(1)の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

なお、(1)の①のイは出張所についても同様であること。

(3) 多機能型事業所について

条例第2条第2項第6号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、第十五を参照されたい。

(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合の取扱いについて

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。なお、特定旧法指定施設に係る例外的な取扱いについては、(5)を参照されたい。

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。

- (5) 特定旧法指定施設等が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の指定の単位について
- ① 原則的な指定の単位
 特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合については、原則として、当該特定旧法指定施設としての指定の単位ごとに転換すること。ただし、主たる事業所と従たる事業所に係る取扱いについての要件を満たす複数の特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合については、当該施設を一の指定障害福祉サービス事業所とすることも差し支えない。
- (例) 入所施設にデイサービスセンターが併設している場合
- ・ 転換が認められるもの
 デイサービスセンターのみ指定生活介護事業所へ転換
 - ・ 転換が認められないもの
 デイサービスセンターと入所施設の定員の一部を併せて一の指定生活介護事業所へ転換
- ② 分場の取扱い
 特定旧法指定施設の分場については、原則として、当該特定旧法指定施設の転換の際に、併せて当該特定旧法指定施設の従たる事業所として取り扱うこととなるが、当該分場が、指定障害福祉サービス事業所としての定員規模や人員等に関する基準を満たす場合については、①にかかわらず、当該分場のみが指定障害福祉サービス事業所へ転換することも差し支えない。
- ③ 同一法人による複数の特定旧法指定施設が同一敷地内において一又は複数の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い
 同一法人による複数の特定旧法指定施設が同一敷地内において一又は複数の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合であって、次に該当する場合については、(4)にかかわらず、当該特定旧法指定施設としての指定の単位ごとに、2以上の独立した指定障害福祉サービス事業所又は多機能型事業所として取り扱うことができるものとする。
- ア 複数の異なる種別の特定旧法指定施設から複数の同一種別又は異なる種別の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合及び複数の同一種別の特定旧法指定施設から複数の異なる種別の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合であること。この場合、別々の敷地に立地する特定旧法指定施設が片方の敷地へ移築される場合も含むものとする。
- イ 指定障害福祉サービス事業所ごとに必要な設備が備えていること。ただし、レクリエーション等を行う多目的室など、利用者のサービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。
- ウ 指定障害福祉サービス事業所ごとに必要な従業者が確保されていること。ただし、管理者については、兼務して差し支えない。
- (例) 同一敷地内にA通所施設とB通所施設が併設している場合
 指定障害福祉サービス事業所への転換に当たって次のいずれの形態も可能である。
- ・ A通所施設とB通所施設が指定生活介護と指定自立訓練(機能訓練)を行う多機能型事業所へ転換
 - ・ A通所施設が指定生活介護事業所へ転換し、B通所施設が指定自立訓練(機能訓練)事業所へ転換
- ④ 障害者デイサービス事業所が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い
 平成18年9月30日において現に存する障害者デイサービス事業所であって、特定旧法指定施設等に併設されるものについては、利用定員が10人以上であれば、指定障害福祉サービス事業所へ転換することができることとしているが、これは、当該特定旧法指定施設等が指定障害者支援施設等へ転換した場合、当該指定障害者支援施設の昼間実施サービスの利用定員と当該障害者デイサービスの利用定員との合計が20人以上となることが明らかであることを踏まえた経過措置であることから、当該指定障害者支援施設の転換の際に、当該障害者デイサービス事業所から転換した指定障害福祉サービス事業所を廃止し、当該指定障害者支援施設の昼間実施サービスの一部として取り扱うこと。
- ⑤ 小規模作業所等が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い
 「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大分県条例第64号)附則第7項の規定により、「将来的にも利用者の確保の見込がないものとして知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))においては、中核市の市長。第三の1の(7)②アを除き、以下同じ。)が認める地域」に存在する小規模作業所又は地域活動支援センターであって、平成24年3月31日までの間に障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型及び多機能型事業所)へ転換する場合は、利用定員の合計は10人以上とすることができる。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)に

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

において使用する用語の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
 - 二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
 - 三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び令第四十二条の二によって読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
 - 四 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者を支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者（法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者を支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。
 - 五 常勤換算法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
 - 六 多機能型 第七十八条に規定する指定生活介護の事業、第百四十一条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第百五十一条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第百六十一条に規定する指定就労移行支援の事業、第百七十二条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第百八十五条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに**指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号。以下「指定通所支援事業基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援事業基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援事業基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援事業基準条例第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援事業基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。**

2 用語の定義(条例第2条)

- (1) 「常勤換算法」
指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。
- (2) 「勤務延べ時間数」
勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。
- (3) 「常勤」
指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。
当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。
例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。
- (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」
原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間(療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。
- (5) 「前年度の平均値」
① 条例第51条(療養介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第79

		<p>条(生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第124条(共同生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第142条(自立訓練(機能訓練)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第152条(自立訓練(生活訓練)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第162条(就労移行支援に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第173条(第186条において準用される場合を含む。)(就労継続支援A型及び就労継続支援B型に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)及び第195条(共同生活援助に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。))の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分のベッドに関し、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。))の利用者の数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者の数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。</p> <p>③ 特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の「前年度の平均値」については、当該指定等を申請した日の前日から直近1月間の全利用者の延べ数を当該1月間の開所日数で除して得た数とする。また、当該指定等後3月間の実績により見直すことができることとする。</p>
<p>(申請者の要件)</p> <p>第三条 法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。</p>		
<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第四条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第七章から第十三章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>		

<p style="text-align: center;">第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p style="text-align: center;">第一節 基本方針</p> <p>第五条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p style="text-align: center;">第一節 指定障害福祉サービスに関する基準</p> <p style="text-align: center;">（指定居宅介護の提供に当たる者）</p> <p>第三条 条例第六条第一項の規則で定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「指定居宅介護等の提供に当たる者を定める告示」という。）第一条に規定する者とする。</p>	<p style="text-align: center;">第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p style="text-align: center;">1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(条例第6条第1項、規則第3条)</p> <p>① 適切な員数の職員確保 指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者の数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。 なお、指定居宅介護の提供に当たる従業者（ホームヘルパー）の要件については、別に通知するところによる。</p> <p>② 勤務時間数の算定 勤務日及び勤務時間が不定期な従業者（以下「登録居宅介護等従業者」という。）についての勤務延べ時間数の算定については、次のとおりと取扱いとする。 ア 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録居宅介護等従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録居宅介護等従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。 イ 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延べ時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録居宅介護等従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延べ時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p> <p>③ 出張所等の従業者の取扱い 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延べ時間数には、出張所等における勤務延べ時間数も含めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p style="text-align: center;">（従業者の員数）</p> <p>第六条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度</p>		<p>(2) サービス提供責任者(条例第6条第2項)</p> <p>① 配置の基準</p>

訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、同項の事業の規模は推定数とする。

ア 事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

- また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。
- a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上
 - b 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
 - c 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- したがって、例えば、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、bの基準、利用者の数が40人以下であればcの基準によりサービス提供責任者は1人で足りることとなる。

(例) 延べサービス提供時間640時間、従業者数12人（常勤職員5人及び非常勤職員7人）及び利用者数20人である場合、cの基準により、配置すべきサービス提供責任者は1人で足りることとなる。

イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱いはそのとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。

- a ①のアのa、b又はcに基づき、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）、従業者の数を10で除して得られた数又は利用者の数を40で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）以上とする。
- b aに基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
- c ①のアのa、b又はcに基づき、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

従って、具体例を示すと別表1から3までに示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

ウ 事業の規模については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により推定するものとする。

エ 当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。

② 資格要件

サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。

ア 介護福祉士

イ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者

ウ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者

エ 居宅介護従業者養成研修（(1)の①で別に通知するところによる居宅介護の提供に当たる従業者に係る養成研修をいう。以下同じ。）の1級課程（「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日障発第263号当職通知。以下「旧通知」という。）の1級課程を含む。以下同じ。）を修了した者

オ ウの居宅介護従業者養成研修の2級課程（旧通知の2級課程を含む。以下同じ。）を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者

なお、介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからオまでと同様に取り扱って差し支えない

ものとする。

③ 留意点

②のオに掲げる「2級課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）を参考とされたい。

この場合、3年間の実務経験の要件が達成された時点と2級課程の研修修了時点との時間的な前後関係は問わないものであること。

また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人が法第36条第1項の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該特定非営利活動法人が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人格を付与される前の当該団体が行う事業に従事した経験を有する者の従事期間を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとする。

なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としての実務経験に当該従事期間を算入することはできないものであること。

④ 暫定的な取扱いに係る留意点

2級課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修、介護職員基礎研修若しくは1級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。

(3) 管理者(条例第7条)

指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。

① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合

同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

(4) 準用(条例第8条)

条例第6条及び第7条については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(3)までを参照されたい。（指定重度訪問介護事業所については、(2)の①は除く。）

(5) 指定重度訪問介護事業所の取扱い

① サービス提供責任者の配置の基準

ア 事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。

- a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上
- b 当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上
- c 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第八条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。

a ①のアの a、b 又は c に基づき、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を1,000 で除して得られた数(小数第一位に切り上げた数)、従業者の数を20で除して得られた数(小数第一位に切り上げた数)又は利用者の数を10で除して得られた数以上とする。

b a に基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

c ①のアの a、b 又は c に基づき、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a、b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数(一の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

従って、具体例を示すと別表4から6までに示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

② サービス提供責任者の資格要件

(2)の②のアからオまでのうちいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。

(6) 指定同行援護事業所の取扱い

① サービスを提供する者の実務経験

サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると知事が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。

② サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)第四号介護給付費等単位数表第12の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定(昭和55年厚生省告示第四号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業におけるの移動支援事業に3年間従事したものの、

ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。)(ただし、上記アに該当するものについては、平成26年9月30日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。)

③ 暫定的な取扱いに係る留意点

(6)の②のイの地域生活支援事業の移動支援に3年間従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成26年9月30日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は(2)の②のアからオまでのいずれかの要件を満たさなければならないものであること。

(7) 指定行動援護事業所の取扱い

① サービスを提供する者の実務経験

サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、2年換算して認定するものとする。

② サービス提供責任者の資格要件

指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、次のいずれの要件も満たすものとする。なお、イに掲げる「従事した経験」については、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関

するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて5年に換算して認定するものとする。

ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの又は行動援護従業者養成研修課程(従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程等、当該研修の課程に相当するものとして知事が認める研修の課程を含む。)を修了した者

イ 知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に5年以上従事した経験を有するもの(ただし、平成27年3月31日までの間に限り、行動援護従業者養成研修課程を修了した者にあつては、これらの事業に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。)

(8) 人員の特例要件について

① 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件

ア 従業者(ホームヘルパー)

当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。(指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうち3つ以上の指定を受ける場合も同様とする。)

イ サービス提供責任者

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。(同上)

ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。(同上)

a (2)の①の基準のいずれかに該当する員数(ただし、(2)の①のアのcによりサービス提供責任者の員数を算出する場合においては、重度訪問介護の利用者が10人以下の場合に限り、「指定重度訪問介護の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出することができるものとする。)

b 指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護については(2)の①の基準のいずれかに該当する員数、指定重度訪問介護については(5)の①の基準のいずれかに該当する員数、のそれぞれを合計した員数(ただし、(5)の①のアのbの基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算出する場合は、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出するものとする。この場合、指定重度訪問介護と指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、(2)の①のアのbの基準を適用し員数を算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。)

ウ 管理者

当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。(同上)

なお、アからウまでの取扱いについては、指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護を、指定同行援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定同行援護を併せて行う場合も同様とする。

② 介護保険との関係

介護保険法(平成9年法律第123号)による指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護(以下この②において「指定訪問介護等」という。)の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護(以下この②において「指定居宅介護等」という。)の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。

この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。

ア 当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上(平成25年3月末日までの間において、当該事業所が介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第30号)の規定による改正前の基準により指定訪問介護等のサービス提供責任者の必要となる員数を計算している場合については、「利用者数」を「サービス提供時間数又は従業者の数」と読み替える。)

指定重度訪問介護については、①のアのaの基準を適用し、員数を算出するものとする。

イ 指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上

		<p>なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>③ 移動支援事業との兼務について サービス提供責任者は、(2)の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第5条第25号に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。 指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて(2)の①の基準のいずれかにより算出し、1以上で足りるものとする。 なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。 また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、②のイのa又はb（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。</p>
<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第九条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p>		<p>2 設備に関する基準(条例第9条第1項)</p> <p>(1) 事務室 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 受付等のスペースの確保 事務室又は指定居宅介護の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>(3) 設備及び備品等 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>(4) 設備の特例要件について (1)の(6)の①及び②に該当する場合の設備要件については、(1)から(3)までに準じて取り扱われたい。</p> <p>(5) 準用(条例第9条第2項) 条例第9条第1項については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(4)までを参照されたい。</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第十条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>		<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意(条例第10条) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 なお、利用者及び指定居宅介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい</p>

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第十二条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第十六条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請

ものである。

また、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、

- ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容
- ③ 当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定居宅介護の提供開始年月日
- ⑤ 指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口

を記載した書面を交付すること。

なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

(2) 契約支給量の報告等(条例第11条)

① 契約支給量等の受給者証への記載

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定居宅介護の提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。

なお、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。

② 契約支給量

条例第11条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。

③ 市町村への報告

同条第3項は、指定居宅介護事業者は、①の規定による記載をした場合に、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

(3) 提供拒否の禁止(条例第12条)

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合

である。

(4) 連絡調整に対する協力(条例第13条)

指定居宅介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。

(5) サービス提供困難時の対応(条例第14条)

指定居宅介護事業者は、**条例第12条**の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、**条例第14条**の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6) 受給資格の確認(条例第15条)

指定居宅介護の利用に係る介護給付費を受けることができるのは、支給決定障害者等に限られるものであることを踏まえ、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならないこととしたものである。

(7) 介護給付費の支給の申請に係る援助(条例第16条)

① 支給決定を受けていない利用者

条例第16条第1項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者

が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
 2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十九条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した都度、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十一条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

ただし、次条第一項から第三項までの規定により支払を受けるときは、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支

の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。

② 利用継続のための援助

同条第2項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

(8) 身分を証する書類の携行(条例第19条)

利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。

なお、この証書等には、当該指定居宅介護事業者の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(9) サービスの提供の記録(条例第20条)

① 記録の時期

条例第20条第1項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容(例えば、身体介護と家事援助の別等)、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。

② 利用者の確認

同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

(10) 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等(条例第21条)

指定居宅介護事業者は、**条例第22条第1項から第3項**に規定する額その他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

① 指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。

② 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。

(11) 利用者負担額等の受領(条例第22条)

① 利用者負担額等の受領

条例第22条第1項は、指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅介護についての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けなければならないことを規定したものである。

なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。

② 法定代理受領を行わない場合

同条第2項は、指定居宅介護事業者が法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、

払を受けるものとする。

- 3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- 4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第二十四条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、第二十二條第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針等)

第二十五条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、第五条の基本方針及び前二項の規定に基づき規則で定めるところによる。

(指定居宅介護の具体的な取扱方針)

第四条 条例第二十五条第三項の指定居宅介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、**条例第二十六条第一項**に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

利用者から、利用者負担額のほか、当該指定居宅介護につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅介護に要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該居宅介護に要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。

- ③ 交通費の受領
同条第3項は、指定居宅介護の提供に関して、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができることとしたものである。
- ④ 領収証の交付
同条第4項は、**前3項**の規定による額の支払を受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。
- ⑤ 利用者の事前の同意
同条第5項は、**同条第3項**の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。

(12) **利用者負担額に係る管理(条例第23条)**

指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、利用者負担額等に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

(13) **介護給付費の額に係る通知等(条例第24条)**

- ① 利用者への通知
条例第24条第1項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。
- ② サービス提供証明書の利用者への交付
同条第2項は、**条例第22条第2項**の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付しなければならないこととしたものである。

(14) **指定居宅介護の基本取扱方針(条例第25条)**

指定居宅介護は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。

提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

(15) **指定居宅介護の具体的な取扱方針(条例第25条第3項、規則第4条)**

指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。

(居宅介護計画の作成)

第二十六条 サービス提供責任者(第六条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第二十八条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(運営規程に定める事項)

第五条 条例第三十一条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

(16) **居宅介護計画の作成等(条例第26条)**

サービス提供責任者の中心的な業務である居宅介護計画の作成について規定したものであり、サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施するものである。

なお、居宅介護計画は次の点に留意して作成されるものである。

- ① サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
- ② 居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ③ 居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。
- ④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

(17) **緊急時の対応(条例第28条)**

従業者が現に指定居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(18) **支給決定障害者等に関する市町村への通知(条例第29条)**

法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定居宅介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。

(19) **管理者及びサービス提供責任者の責務(条例第30条)**

指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に条例第二章第四節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものである。

(20) **運営規程(条例第31条、規則第5条)**

指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、規則第5条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に以下の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする)。

① 指定居宅介護の内容(規則第5条第4号)

「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、通院介助、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助(以下「通院等乗降介助」という。)のサービスの内容を指すものであること。

② 支給決定障害者等から受領する費用の額(規則第5条第4号)

指定居宅介護に係る利用者負担額のほかに、条例第22条第3項に規定する額を指すものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。

③ 通常の事業の実施地域(規則第5条第5号)

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。

なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。

	<p>七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他運営に関する重要事項</p>	<p>④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類(規則第5条第7号) 指定居宅介護事業者は、障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定居宅介護の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないものであること。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。</p> <p>⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(規則第5条第8号) 居宅介護における「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号当職通知)に準じた取扱いをすることとし、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。</p>
<p>(介護等の総合的な提供)</p> <p>第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。</p>		<p>(21) 介護等の総合的な提供(条例第32条)</p> <p>① 基本方針 条例第5条の基本方針等を踏まえ、指定居宅介護の事業運営に当たっては、多種多様な居宅介護の提供を行うべき旨を明確化したものである。指定居宅介護は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定居宅介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならない(通院介助又は通院等乗降介助を行う指定居宅介護事業者についても、身体介護又は家事援助を総合的に提供しなければならない。)、また、指定居宅介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院介助又は通院等乗降介助に限定されたりしてはならないこととしたものである。</p> <p>② 特定のサービスに偏ることの禁止 サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかの場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。この「偏ること」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。</p> <p>③ 指定の際の市町村への意見照会 通院等乗降介助を行う指定居宅介護事業者について、知事が指定を行うに当たっては、事業所の所在地の市町村に対して意見を求めることとする(確認すべき事項等については、別に定める)。 なお、条例第32条は、基準該当居宅介護事業者には適用されない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十三条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>		<p>(22) 勤務体制の確保等(条例第33条) 利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>① 条例第33条第1項は、指定居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすることを定めたものであること。</p> <p>② 同条第2項は、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定居宅介護事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。</p> <p>③ 同条第3項は、当該指定居宅介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p> <p>(23) 衛生管理等(条例第34条) 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定居宅介護事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p>

(揭示)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十六条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。

(苦情解決)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しく

(24) 秘密保持等(条例第36条)

① 条例第36条第1項は、指定居宅介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。

② 同条第2項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

③ 同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

(25) 利益供与等の禁止(条例第38条)

① 条例第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。

② 同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない旨を規定したものである。

(26) 苦情解決(条例第39条)

① 条例第39条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。

② 同条第2項は、苦情に対し指定居宅介護事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定居宅介護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。

また、指定居宅介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

③ 同条第3項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村が、指定居宅介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

は提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第四十条** 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
 - 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第四十二条** 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(暴力団関係者の排除)

第四十三条 指定居宅介護事業者は、その運営について、暴力団関係者(大分県暴力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三号)第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。)の支配を受けてはならない。

(準用)

- 第四十四条** 第十条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六条第一項中「第六條第二項」とあるのは「第八条において準用する第六條第二項」と、第三十条第三項中「第二十六條」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十六條」と、第三十一条中「第三十五條」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十五條」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。
- 2 第十条から第三十一条まで及び第三十三条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第

(準用)

第六条 前二条の規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十五條第三項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十五條第三項」と、同条第一号中「第二十六條第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十六條第一項」と、前条中「第三十一條」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十一條」と読み替えるものとする。

- 2 前二条の規定は同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、

- ④ **同条第7項**は、社会福祉法上、県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんのできるだけ協力することとしたものである。

(27) **事故発生時の対応(条例第40条)**

利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- ③ 指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。

(28) **会計の区分(条例第41条)**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

(29) **記録の整備(条例第42条)**

条例第42条第2項により、指定居宅介護事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたものである。

- ① 指定居宅介護に関する記録
 - ア **条例第20条**に規定する指定居宅介護の提供に係る記録
 - イ **条例第26条**に規定する居宅介護計画
 - ウ **条例第39条**に規定する苦情の内容等に係る記録
- ② **条例第29条**に規定する市町村への通知に係る記録

(30) **暴力団関係者の排除(条例第43条)**

条例第43条は、指定居宅介護事業を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。

なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員について、暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないこととしたものである。

(31) **準用(条例第44条、規則第6条)**

条例第10条から第43条まで並びに規則第4条及び第5条については、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用されるものであることから、(1)から(30)までを参照されたい。

また、**条例第10条から第31条まで及び第33条から第43条まで並びに規則第4条及び第5条**については、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業に準用されるものである

十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第八条において準用する第六条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六條」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十六條」と、第三十一条中「第三十五條」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十五條」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

第四十五条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（**基準該当居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるもの**をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

2 離島その他の地域であって**規則で定めるもの**において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第四十六条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十七条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十八条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、**規則で定める場合**は、この限りでない。

第四条中「**第二十五条第三項**」とあるのは「**第四十四条第二項**において準用する**条例第二十五条第三項**」と、同条第一号中「**第二十六条第一項**」とあるのは「**第四十四条第二項**において準用する**条例第二十六条第一項**」と、**前条**中「**第三十一条**」とあるのは「**第四十四条第二項**において準用する**条例第三十一条**」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

第七条 条例第四十五条第一項の規則で定める者は、**指定居宅介護等の提供に当たる者を定める告示第一条**に規定する者とする

2 **条例第四十五条第二項**の規則で定める地域は、**厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号。以下「離島その他の地域を定める告示」という。）**に規定する地域とする

(同居家族に対するサービス提供ができる場合)

第八条 条例第四十八条第一項の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該居宅介護が**条例第四十五条第三項**に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

ことから、(1)から(20)まで及び(22)から(30)までを参照されたい。

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1) **従業者の員数(条例第45条、規則第7条)**

① 従業者の員数の取扱い
基準該当居宅介護事業所における従業者の員数については、3人以上と定められたが、これについては、従業者の勤務時間の多寡にかかわらず員数として3人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者の数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定居宅介護事業所の場合と同趣旨であるため、第三の1の(1)及び(2)に準じて取り扱うべきものである。
なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定居宅介護における配置に準じて配置することが望ましい。

② 離島その他の地域の取扱い（**規則第7条第2項**）
離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準(地域)については、下記の地域である（「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」（平成18年厚生労働省告示第540号）を参照）。

ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
エ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島
オ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島
カ その他、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成12年厚生省告示第53号）により定める地域

(2) **管理者(条例第46条)**
指定居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第三の1の(3)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意すること。

(3) **設備及び備品等(条例第47条)**
条例第47条は、基準該当居宅介護事業所の設備及び備品等についての規定であるが、指定居宅介護事業所の場合と基本的に同趣旨であるため、第三の2を参照されたい。

(4) **同居家族に対するサービス提供の制限(条例第48条、規則第8条)**
規則第8条各号に定める場合に限り、同居家族である利用者に対するサービス提供を例外的に認めることを定めたものである。

特に、**規則第8条第1号**にあるとおり、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護による居宅介護だけでは必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めた地域において認められるものであり、市町村は、その運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域における指定居宅介護の確保に努めることとする。

① 市町村は、同居家族に対する居宅介護を行おうとする従業者が所属する基準該当居宅介護事業所から、居宅介護計画の写し等、同居家族に対する居宅介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅介護としての実施を認めるものとする。

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条第一項において準用する第二十六条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(運用に関する基準)

第四十九条 第五条第一項及び前節(第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十四條を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「**第四十九條**第一項において準用する第三十一條」と、第二十一條第二項中「次条第一項」とあるのは「**第四十九條**第一項において準用する次条第二項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「**第四十九條**第一項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一項中「第六條第二項」とあるのは「**第四十五條**第三項」と、第三十條第三項中「第二十六條」とあるのは「**第四十九條**第一項において準用する第二十六條」と、第三十一條中「第三十五條」とあるのは「**第四十九條**第一項において準用する第三十五條」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで並びに前節(第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十四條を除く。)及び第四十五條から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する第三十一條」と、第二十一條第二項中「次条第一項」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する次条第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一項中「第六條第二項」とあるのは「**第四十五條**第三項」と、第三十一條第三項中「第二十六條」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する第二十六條」と、第三十一條中「第三十五條」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する第三十五條」と、第四十八條第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。

三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

(準用)

第九条 第四條及び第五條の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第四條中「**第二十五條**第三項」とあるのは「**第四十九條**第一項において準用する**第二十五條**第三項」と、同条第一号中「**第二十六條**第一項」とあるのは「**第四十九條**第一項において準用する**第二十六條**第一項」と、第五條中「**第三十一條**」とあるのは「**第四十九條**第一項において準用する**第三十一條**」と読み替えるものとする。

2 第四條、第五條及び前二條の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四條中「**第二十五條**第三項」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する**第二十五條**第三項」と、同条第一号中「**第二十六條**第一項」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する**第二十六條**第一項」と、第五條中「**第三十一條**」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する**第三十一條**」と、第七條第一項中「**第四十五條**第一項」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する**第四十五條**第一項」と、同条第二項中「**第四十五條**第二項」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する**第四十五條**第二項」と、前条中「**第四十八條**第一項」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する**第四十八條**第一項」と、同条第二号中「**第四十五條**第三項」とあるのは「**第四十九條**第二項において準用する**第四十五條**第三項」と読み替えるものとする。

- ② 市町村は、いったん認めた同居家族に対する居宅介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、特例介護給付費の支給を行わず、又は既に支給した特例介護給付費の返還を求めるものとする。
- ③ 市町村は、**規則第8条各号**に規定する要件に反した居宅介護が行われている場合は是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該従業者による居宅介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わせられているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び基準該当居宅介護事業者に対して行うものとする。
- ④ **規則第8条第3号**に規定する、従業者が同居家族の居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間の概ね2分の1を超えないという要件は、同居家族の居宅介護が「身内の世話」ではなく、「居宅介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが、こうした趣旨を踏まえつつ、当該市町村の居宅介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し支えないものとする。

(5) 準用(条例第49条、規則第9条)

① 基準該当居宅介護

指定居宅介護の運営に関する基準のうち、**条例第5条1項及び第10条から第43条まで(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第27条、第32条及び第44条を除く。)**並びに**規則第4条及び第5条**の規定は、基準該当居宅介護に準用されるものであるから、第三の3の(1)から(30)まで((11)の①、(12)、(13)の①及び(21)を除く。)を参照されたい。

② 基準該当重度訪問介護及び基準該当行動援護

指定居宅介護の運営に関する基準のうち、**条例第5条第2項から第4項まで並びに第10条から第43条(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第27条、第32条及び第44条を除く。)**及び基準該当居宅介護に関する基準のうち、**条例第45条から第48条まで並びに規則第4条、第5条、第7条及び第8条**の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(1)から(30)まで((11)の①、(12)、(13)の①及び(21)を除く。)及び第三の4の(1)から(4)までを参照されたい。

なお、基準該当重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定重度訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。

<p>第三章 療養介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第五十条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第五十一条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。</p> <p>一 医師 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上</p> <p>二 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上</p> <p>三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。</p> <p>四 サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者（同項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
--

<p>第三章 療養介護</p> <p>（サービス管理責任者）</p> <p>第十条 条例第五十一条第一項第四号の規則で定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理を行う者を定める告示」という。）第一号に規定する者とする。</p>

<p>第四 療養介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 医師(条例第51条第1項第1号) 医師については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準以上であれば足りるものであること。</p> <p>(2) 看護職員(条例第51条第1項第2号) 指定療養介護事業所において置くべき看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。）の員数については、指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上とする。当該看護職員の員数は、原則として、療養介護を行う病棟において、障害者入院基本料等の診療報酬を算定する上で必要とされる看護職員の員数（当該病棟において、療養介護の対象とならない入院患者がいる場合には、当該入院患者を除き必要とされる看護職員の員数以上とする。）とするが、診療報酬の算定対象となる看護職員の員数では、同号の規定を満たすことができない場合には、診療報酬の算定対象とはならない看護職員を充てることにより、当該規定を満たしていれば足りること。</p> <p>(3) 生活支援員(条例第51条第1項第3号) 生活支援員の員数については、指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上とする。ただし、看護職員が、(2)により必要とされる看護職員の員数を満たしている場合には、当該必要数を超えて配置されている看護職員の員数を生活支援員の員数に含めることが可能であること。</p> <p>(4) サービス管理責任者(条例第51条第1項第4号、規則第10条) サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定療養介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等を行う者であり、指定療養介護事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。</p> <p>(5) 指定療養介護の単位等</p> <p>① サービス提供の単位（条例第51条第3項） 指定療養介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される指定療養介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の指定療養介護の単位を設置することができる。 ア 指定療養介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。 イ 指定療養介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。 ウ 指定療養介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。</p> <p>② サービス提供単位ごとの従業者の配置（条例第51条第4項） 指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者を確保するとは、指定療養介護の単位ごとに生活支援員について、当該指定療養介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである（例えば専従する生活支援員の場合、その員</p>
--

5 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十三条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十三条第三項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、**指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号。第五十三条第三項において「指定障害児入所施設基準条例」という。）第五十三条**に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第五十二条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる）。

③ 常勤の従業員の配置（**条例第51条第5項**）

同一事業所で複数の指定療養介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（サービス管理責任者を除く。）が必要となるものである。

(6) サービス管理責任者その他の職務との兼務について（**条例第51条第6項**）

指定療養介護事業所の従業者（医師及び看護職員を除く。）は、原則として専従でなければならない。職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。

ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定療養介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものとする。

また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの療養介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定療養介護事業所のサービス管理責任者が、指定共同生活介護事業所、指定宿泊型自立訓練事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。

(例) 利用者の数が20人の指定療養介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合

(5) 指定療養介護の単位等

④ 従業者の員数に関する特例（**条例第51条第7項及び第8項**）

18歳以上の障害児入所施設入所者が、平成24年4月1日以降も引き続き必要なサービスを受けられるよう、療養介護の指定に当たっての特例として、指定療養介護事業者が、指定医療型障害児入所施設の指定を受け、指定療養介護と指定入所支援（児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分県条例第69号）第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、療養介護の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができるものである。

また、児童福祉法による指定医療機関についても、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、療養介護の人員に関する基準をみたしているものとみなすことができるものである。

(7) 管理者（**条例第52条**）

① 管理者の専従

指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合

イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合

② 管理者の資格要件

指定療養介護事業所は病院であることから、指定療養介護事業所の管理者は医師でなければならない。

<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第五十三条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設基準条例第五十四条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>2 設備に関する基準(条例第53条)</p> <p>指定療養介護事業所とは、指定療養介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として、一の建物につき、一の事業所とし、指定療養介護の単位を複数設ける場合については、指定療養介護の単位ごとに当該指定療養介護を実施するために必要な設備を備えるものであること。</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(契約支給量の報告等)</p> <p>第五十四条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第五十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第五十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>4 指定療養介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</p> <p>5 指定療養介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。</p>	<p>(支払を受けることができる費用)</p> <p>第十一条 条例第五十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 日用品費</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 契約支給量の報告等(条例第54条)</p> <p>① 指定療養介護事業者は、入院又は退院に際しては、支給決定障害者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、指定療養介護の内容、当該指定療養介護事業者が当該支給決定障害者に提供する月当たりの指定療養介護の提供日数(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定療養介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月に既に提供した指定療養介護の日数を記載することとしたものである。</p> <p>② 条例第54条第2項は、指定療養介護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。</p> <p>(2) サービスの提供の記録(条例第55条)</p> <p>① 条例第55条第1項は、利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況を把握できるようにするため、指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際には、当該療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。</p> <p>② 利用者の確認 条例第55条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担額等の受領(条例第56条、規則第11条)</p> <p>① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、④及び⑤を参照されたい。なお、療養介護医療費についても同様である。</p> <p>② 法定代理受領を行わない場合 条例第56条第2項は、指定療養介護事業者が法第29条第4項に規定する法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際には、支給決定障害者から、当該指定療養介護につき、利用者負担額のほか介護給付費(療養介護医療費を含む。)の額の支払を受けるものとする。こととしたものである。</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲 条例第56条第3項及び規則第11条は、指定療養介護事業者は、条例第56条第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 日用品費 イ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 なお、イの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）によるものとする。</p>

(利用者負担額に係る管理)

第五十七条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第五十八条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第五十六条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第五十九条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第六十条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

(4) 利用者負担額等に係る管理(条例第57条)

指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額及び療養介護医療に係る利用者負担額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

(5) 介護給付費の額に係る通知等(条例第58条)

① 条例第58条第1項は、指定療養介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定療養介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。

② 同条第2項は、条例第56条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定療養介護の内容、費用の額その他利用者が介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付しなければならないこととしたものである。

(6) 指定療養介護の取扱方針(条例第59条)

① 条例第59条第2項に規定する支援上必要な事項とは、指定療養介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。

② 同条第3項は、指定療養介護事業者は、自らその提供する指定療養介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。

(7) 療養介護計画の作成等(条例第60条、規則第12条)

① 療養介護計画
条例第60条第1項から第10項までにおいては、サービス管理責任者が作成すべき療養介護計画について規定している。

療養介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した書面である。

また、療養介護計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

② サービス管理責任者の役割

サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案を作成し、以下の手順により療養介護計画に基づく支援を実施するものである。

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定める方法により行わなければならない。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

11 サービス管理責任者は、前各項に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（相談及び援助）

第六十一条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第六十二条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第六十三条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（モニタリングの方法）

第十二条 条例第六十条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者が行う業務）

第十三条 条例第六十条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることと認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

ア 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案について意見を求めること

イ 当該療養介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること

ウ 利用者へ当該療養介護計画を交付すること

エ 当該療養介護計画の実施状況の把握及び療養介護計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて療養介護計画の変更を行う必要があること。）を行うこと

(8) **サービス管理責任者の責務(条例第60条第1項、規則第13条)**

サービス管理責任者は、療養介護計画の作成のほか、次の業務を担うものである。

① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと

② 指定療養介護事業所を退院し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと

③ 他の従業者に対して、指定療養介護の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと

(9) **相談及び援助(条例第61条)**

条例第61条は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。

(10) **機能訓練(条例第62条)**

条例第62条に規定する機能訓練は、作業療法士又は理学療法士等が行う機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分配慮しなければならない。

(11) **看護及び医学的管理の下における介護(条例第63条)**

① 利用者への配慮

指定療養介護の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、療養介護計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じた、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。

② 排せつの介護

排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

また、利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

<p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第六十四条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第六十五条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(支給決定障害者に関する市町村への通知)</p> <p>第六十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第六十七条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第六十八条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、<u>規則で定める</u>事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第七十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第十四条 <u>条例第六十八条</u>の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員</p> <p>四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>五 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>
---	---

<p>(12) その他のサービスの提供(条例第64条)</p> <p>① レクリエーションの実施</p> <p>指定療養介護事業所は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味や嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、野外活動や芸術鑑賞等のレクリエーション行事の実施に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 利用者の家族との連携</p> <p>条例第64条第2項は、指定療養介護事業所は利用者の家族に対し、指定療養介護事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、利用者や家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族に配慮したものとするよう努めなければならない。</p> <p>(13) 緊急時等の対応(条例第65条)</p> <p>指定療養介護事業所は、現に指定療養介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、その他の専門医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>(14) 支給決定障害者に関する市町村への通知(条例第66条)</p> <p>法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定療養介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(15) 管理者の責務(条例第67条)</p> <p>指定療養介護事業所の管理者の責務として、指定療養介護事業所の従業者の管理及び指定療養介護事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定療養介護事業所の従業者に基準第三章第四節(運営に関する基準)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>(16) 運営規程(条例第68条、規則第14条)</p> <p>指定療養介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定療養介護の提供を確保するため、規則第14条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定療養介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用定員(規則第14条第3号)</p> <p>利用定員は、指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数と同数とすること。なお、複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定療養介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</p> <p>② 指定療養介護の内容及び支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額(規則第14条第4号)</p> <p>「指定療養介護の内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、規則第11条(条例第56条第3項)により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。</p> <p>③ サービスの利用に当たっての留意事項(規則第14条第5号)</p> <p>利用者が指定療養介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入院期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指すものであること。</p> <p>④ 非常災害対策(規則第14条第7号)</p> <p>条例第71条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること</p> <p>⑤ その他運営に関する重要事項(規則第14条第10号)</p> <p>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を</p>

(勤務体制の確保等)

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第七十条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第七十一条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

- 2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、災害時に他の障害福祉サービス事業を行う者等から職員派

行う際の手続及び苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。

(17) 勤務体制の確保等(条例第69条)

利用者に対する適切な指定療養介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。

- ① 条例第69条第1項は、指定療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表(生活支援員の勤務体制を指定療養介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。
- ② 同条第2項は、指定療養介護事業所は原則として、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。
- ③ 同条第3項は、指定療養介護事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定療養介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

(18) 定員の遵守(条例第70条)

利用者に対する指定療養介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定療養介護事業所が定める利用定員(指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数)を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定療養介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。

- ① 1日当たりの利用者の数
 - ア 利用定員50人以下の指定療養介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数(複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定療養介護の単位ごとの利用者の数。イ及び②において同じ。)が、利用定員(複数の指定療養介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定療養介護の単位ごとの利用定員。イ及び②において同じ。)に110%を乗じて得た数以下となっていること。
 - イ 利用定員51人以上の指定療養介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。
- ② 過去3月間の利用者の数

過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。

(19) 非常災害対策(条例第71条)

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や態様ごとの具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないこととしたものである。
- ③ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、目頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「夜間(夜間を想定した場合を含む。)の訓練」とは、夜間当直体制下における避難誘導の実態や問題点等を把握し、現下での可能なかぎりの対策を講ずるため平常当直体制のもとでの訓練を実施することとしたものである。
- ⑤ 「地域の自主防災組織」とは、自治会、町内会、青年団、婦人会など地域住民などによる地域単位の組織を表すものである。

また「協力体制の確立」とは、例えば避難訓練の合同実施や地域住民の数も踏まえた災害備蓄の確保などである。
- ⑥ 「広域的相互応援体制の整備及び充実」とは、被災していない他の施設等から職員派遣、必要物

遣、事業所利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(衛生管理等)

第七十二条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第七十四条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第七十五条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第七十六条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第七十七条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで及び第四十三条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十八条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と読み替えるものとする。

※準用なし

(整備等を行うべき記録)

第十五条 条例第七十六条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第五十五条第一項に規定するサービスの提供の記録
- 二 条例第六十条第一項に規定する療養介護計画
- 三 条例第六十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 条例第七十四条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 条例第七十七条において準用する条例第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 条例第七十七条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

品等の提供、施設利用その他の必要な協力を得るための体制作りを求めることとしたものであり、例えば協定の締結などである。

(20) 衛生管理等(条例第72条)

指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。

(21) 身体拘束等の禁止(条例第74条)

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

(22) 地域との連携等(条例第75条)

指定療養介護事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(23) 記録の整備(条例第76条、規則第15条)

指定療養介護事業所においては、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、指定療養介護の提供に関する諸記録のうち、規則第15条第1項に規定するものについては、当該指定療養介護事業所において、当該療養介護を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならないとしたものである。

(24) 準用(条例第77条)

条例第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第36条、第37条第1項、第38条から第40条まで及び第43条の規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(24)から(27)まで及び(30)を参照されたい。

<p>第四章 生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第七十八条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第四章 生活介護</p>	<p>第五 生活介護</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第七十九条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。</p> <p>一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第八章、第九章及び第十六章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、（1）から（3）までに掲げる平均障害程度区分（規則で定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ（1）から（3）までに掲げる数とする。</p> <p>（1）平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上</p> <p>（2）平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上</p> <p>（3）平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上</p> <p>ロ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>ニ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。</p> <p>三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p>	<p>第一節 指定障害福祉サービスに関する基準</p> <p>（平均障害程度区分の算定方法）</p> <p>第十六条 条例第七十九条第一項第二号イに規定する障害程度区分の平均値は、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）の規定により算定するものとする。</p>	<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 医師（条例第79条第1項第1号） 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（条例第79条第1項第2号、規則第16条） これらの従業者については、指定生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものであること。 なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22法律第71号）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、指定生活介護の対象に該当しないものは除かれる（第553号告示参照）。</p> <p>（算式） { (2×区分2に該当する利用者の数) + (3×区分3に該当する利用者の数) + (4×区分4に該当する利用者の数) + (5×区分5に該当する利用者の数) + (6×区分6に該当する利用者の数) } ÷ 総利用者数</p> <p>なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。 また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>(4) サービス管理責任者（条例第79条第1項第3号） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)を参照されたい。なお、サービス管理責任者その他の職務との兼務については、次のとおり取り扱うものとする。 指定生活介護事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定生活介護事業所の利用定員が20人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。</p>

<p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第八十条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。</p> <p>2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十一条 第五十二条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。</p>	<p>※準用なし</p>	<p>なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められないものであることに留意されたい。</p> <p>また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理責任者が、指定共同生活介護事業所、指定宿泊型自立訓練事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>(例) 利用者の数が20人の指定生活介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p> <p>(5) 指定生活介護の単位(条例第79条第3項) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(5)を参照されたい。なお、指定生活介護事業所において、複数の指定生活介護の単位を設置する場合にあつては、それぞれの単位ごとに平均障害程度区分を算定し、これに応じた従業者をそれぞれ必要数を配置する必要があること。</p> <p>(3) 機能訓練指導員(条例第79条第4項) 理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。 また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定生活介護事業所の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>(6) 管理者(条例第81条) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p>
<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第八十二条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、<u>規則で定める</u>。</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第十七条 条例第八十二条第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p> <p>2 条例第八十二条第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>3 条例第八十二条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室 イ及びロに定めるとおりとする。 イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>四 便所 利用者の特性に応じたものであること。</p>	<p>2 設備に関する基準(条例第82条、規則第17条)</p> <p>(1) 指定生活介護事業所 指定生活介護事業所とは、指定生活介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向向いて指定生活介護を提供する場合については、これらを事業所の一部(出張所)とみなして設備基準を適用するものである。</p> <p>(2) 訓練・作業室等の面積及び数 指定生活介護事業所における訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。例えば、指定生活介護事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。</p>

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第八十三条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定生活介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第八十四条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第八十五条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、^{じん}防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(支払を受けることができる費用)

第十八条 条例第八十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用

二 創作的活動に係る材料費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号。以下「利用料等に関する指針」という。)に規定するところによるものとする。

3 運営に関する基準

(1) 利用者負担額等の受領(条例第83条、規則第18条)

① 利用者負担額等の受領等
指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。

② その他受領が可能な費用の範囲

条例第83条第3項及び規則第18条第1項は、指定生活介護事業者は、条例第83条第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成18年12月6日障発第1206002号当職通知)によるものとする。

(2) 介護(条例第84条)

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(11)を参照されたい。

なお、条例第84条第5項に規定する「常時1人以上の従業者を介護に従事させる」とは、適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員等の勤務体制を組み合わせ(複数の指定生活介護の単位を設置し、指定生活介護を提供する場合を含む。))は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員等の配置を行わなければならないものである。

また、指定生活介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組み合わせるものとする。

(3) 生産活動(条例第85条)

生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。

① 生産活動の内容(条例第85条第1項)

生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。

② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮(条例第85条第2項)

指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。

③ 障害特性を踏まえた工夫(条例第85条第3項)

指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たり、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。

④ 生産活動の安全管理(条例第85条第4項)

指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。

(工賃の支払)

第八十六条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

第八十七条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供しよう努めるものとする。

(健康管理)

第八十八条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第八十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第九十条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第九十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(運営規程に定める事項)

第十九条 条例第九十条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員

五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

(4) **工賃の支払(条例第86条)**

指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。

なお、この場合の指定生活介護事業所における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号社会・援護局長通知）を参照されたい。

(5) **食事の提供(条例第87条)**

① 栄養管理等

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定生活介護事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。

ア 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。

イ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

ウ 適切な衛生管理がなされていること。

② 外部委託との関係

食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定生活介護事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。

(6) **健康管理(条例第88条)**

利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。

(7) **支給決定障害者に関する市町村への通知(条例第89条)**

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(13)を参照されたい。

(8) **運営規程(条例第90条、規則第19条)**

指定生活介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定生活介護の提供を確保するため、規則第19条第1号から第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定生活介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 利用定員(規則第19条第4号)

利用定員は、指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。

② 通常の事業の実施地域(規則第19条第6号)

通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。

また、指定生活介護事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定生活介護の利用が図られるよう、指定生活介護事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。

(衛生管理等)

第九十一条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第九十二条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(揭示)

第九十三条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(準用)

第九十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(第三項後段を除く。)及び第七十四条から第七十六条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十三条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第八十三条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と読み替えるものとする。

- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(準用)

第二十条 第十二条、第十三条及び第十五条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第九十四条において準用する第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第九十四条において準用する第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第九十四条」と読み替えるものとする。

(9) 衛生管理等(条例第91条)

指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(19)を参照されたい。

(10) 協力医療機関等(条例第92条)

協力医療機関は、指定生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。

(11) 準用(条例第94条、規則第20条)

① 条例第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第59条から第61条まで、第67条、第69条、第70条、第71条(第3項後段を除く。)及び第74条から第76条まで並びに規則第12条、第13条及び第15条の規定は、指定生活介護の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで及び(30)並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)までを参照されたい。

② また、条例第94条の規定により準用される第11条については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 契約支給量等の受給者証への記載

指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定生活介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定生活介護の提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。

なお、当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定生活介護の量を記載することとしたものである。

イ 契約支給量

条例第94条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。

ウ 市町村への報告

条例第94条第3項は、指定生活介護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。

③ 条例第94条の規定により準用される第70条については、次のとおり取り扱うものとする。

利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員(指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限)を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。

ア 1日当たりの利用者の数

(1) 利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合

1日当たりの利用者の数(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当

		<p>該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。(Ⅱ)及びびイにおいて同じ。)が、利用定員(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。(Ⅱ)及びびイにおいて同じ。)に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(Ⅱ) 利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>
<p style="text-align: center;">第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(基準該当生活介護の基準)</p> <p>第九十五条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第二百五条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者(指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十五号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。)<u>第一百一条第一項</u>に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス基準条例<u>第一百条</u>に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準条例<u>第一百一条第一項</u>に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス基準条例<u>第一百三條第一項</u>に規定する食堂及び同項に規定する機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第九十六条 <u>規則</u>で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)<u>第六十三條第一項</u>に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準<u>第六十二條</u>に規定する</p>	<p style="text-align: center;">第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(基準該当生活介護の基準)</p> <p>第二十一条 <u>条例第九十六条</u>の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定</p>	<p style="text-align: center;">4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当生活介護の基準(条例第95条) 基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事業者が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護を提供した場合をいうものであり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以下であること。(条例第95条第2号)</p> <p>② 指定通所介護事業所の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者は指定通所介護事業所の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施される「サービス管理責任者研修」(介護分野)及び「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」という。)の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。(条例第95条第3号)</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(条例第95条第4号)</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例(条例第96条、規則第21条) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護を基準該当生活介護とみなすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省</p>

指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

地域密着型サービス基準」という。)第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数と**条例第九十六条**の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。)第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と**条例第九十六条**の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び**条例第九十六条**の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 **条例第九十六条**の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号)第4条第1項の規定に基づき自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数を上限とし、25人以下とすること。(規則第21条第1号)

② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と**条例第96条**の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の二分の一から15人までの範囲内とすること。(規則第21条第2号)

③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。(規則第21条第3号)

④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の利用者の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型事業所として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」(介護分野)及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。(規則第21条第4号)

⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(規則第21条第5号)

(3) 準用(条例第97条、規則第22条)

条例第43条及び第83条第2項から第5項まで並びに規則第18条の規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第三の3の(30)及び第五の3の(1)(第三の3の(11)の①を参照する部分を除く。)を参照されたい。

(準用)

第九十七条 第四十三条及び第八十三条第二項から第五項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

(準用)

第二十二條 第十八条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十三条第三項」とあるのは「第九十七条において準用する条例第八十三条第三項」と読み替えるものとする。

<p>第五章 短期入所</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第九十八条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第五章 短期入所</p> <p>第一節 指定障害福祉サービスに関する基準</p>	<p>第六 短期入所</p> <p>1 事業所の種類</p> <p>指定短期入所の事業は、次の(1)から(3)までのいずれかによるものとする。</p> <p>(1) 併設事業所 併設事業所とは、指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設(以下この第六において「指定障害者支援施設等」という。)に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。併設事業所は、従業者の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等(以下「併設本体施設」という。)の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施できるものである。 なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設」には、指定共同生活介護事業所、指定宿泊型自立訓練事業所又は指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活介護事業所等」という。）を含むものとする。</p> <p>(2) 空床利用型事業所 空床利用型事業所とは、利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。</p> <p>(3) 単独型事業所 単独型事業所とは、指定障害者支援施設等（指定共同生活介護事業所等を除く。）以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第九十九条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>二 第二百二十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第二百五十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（施行規則第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第九十五条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ 指定短期入所と同時に第二百二十三条に規定する指定共同生活介護、第五百一条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（施行規則第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第九十四条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第二百二十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第二百五十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第九十五条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)</p>		<p>2 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(条例第99条)</p> <p>① 併設事業所の場合(条例第99条第1項)</p> <p>ア 指定障害者支援施設等（指定共同生活介護事業所等を除く。）が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。 この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数をいうものである。</p> <p>イ 指定共同生活介護事業所等が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合は、(i)又は(ii)に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(i)又は(ii)に掲げる数とする。</p> <p>(i) 指定共同生活介護事業所等が指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定宿泊型自立訓練又は指定共同生活援助を提供する時間帯においては、当該共同生活介護事業所等の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。</p> <p>(ii) 指定共同生活介護事業所等が指定短期入所を提供する時間帯であって、(i)に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。</p>

- に定める数
- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下のとき 一以上
 - (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えるとき 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
- 一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
 - 二 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
 - ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数
 - (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下のとき 一以上
 - (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えるとき 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
- 一 指定生活介護事業所、第二百二十四条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第四百二十二条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百二十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第六百六十二条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第七百七十三条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第八百八十五条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第九百九十五条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 指定生活介護、第二百二十三条に規定する指定共同生活介護、第四百四十一条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第五百五十一条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第六百七十二條に規定する指定就労継続支援A型、第八百八十五条に規定する指定就労継続支援B型、第九百九十四条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
 - ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数
 - (1) 当該日の利用者の数が六以下のとき 一以上
 - (2) 当該日の利用者の数が六を超えるとき 一に当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 - 二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号ロの(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号ロの(1)又は(2)に掲げる数

- ② 空床利用型事業所の場合(条例第9.9条第2項)

空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、①を準用する。

なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りること。
- ③ 併設事業所及び空床利用型事業所におけるその他の留意事項

日中、自立訓練(機能訓練)のみを行っている指定障害者支援施設に併設する指定短期入所事業所において、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合など、併設本体施設又は指定障害者支援施設等として置くべき従業者の職種又は員数から、適切な指定短期入所の提供が困難である場合には、①又は②の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、医師及び看護職員も含め、必要な職種及び員数の従業者が確保されるよう努めること。
- ④ 単独型事業所の場合(条例第9.9条第3項)

ア 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所（以下この④において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業（単独型事業所に係るものに限る。）を行う場合は、(i)又は(ii)に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(i)又は(ii)に掲げる数とする。

 - (i) 指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所のサービス提供時間においては、当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。
 - (ii) 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、(i)に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。

イ 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合はアの(ii)を準用する。

ウ ア及びイに掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種の従業者が確保されるよう努めること。

<p>(準用) 第百条 第七条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。</p>	<p>※準用なし</p>	<p>(2) 管理者(条例第100条) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p>
<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第百一条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。</p> <p>2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第五条第八項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することにより足りるものとする。</p> <p>4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 前項の居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>一 一の居室の定員は、四人以下とすること。</p> <p>二 地階に設けないこと。</p> <p>三 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き八平方メートル以上とすること。</p> <p>四 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>五 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>6 前項に規定するもののほか、単独型事業所の設備の基準は<u>規則で定める</u>。</p>	<p>(単独型事業所の設備の基準)</p> <p>第二十三条 条例第百一条第六項の規則で定める単独型事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 食堂 イ及びロに定めるとおりとする。 イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。 ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>三 洗面所 イ及びロに定めるとおりとする。 イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>四 便所 イ及びロに定めるとおりとする。 イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 利用者の特性に応じたものであること。</p>	<p>3 設備に関する基準</p> <p>(1) 併設事業所の場合(条例第101条第2項) 指定短期入所事業所の設備は、指定短期入所の運営上及びサービス提供上、当然設けなければならないものであるが、併設事業所にあつては、併設本体施設の設備を利用することにより、指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所事業所の利用者及び当該併設本体施設の利用者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。ただし、併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められない。</p> <p>(2) 空床利用型事業所の場合(条例第101条第3項) 空床利用型事業所の設備については、その居室を利用する指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することにより足りるものとしたものである。</p> <p>(3) 単独型事業所の場合(条例第101条第4項) 単独型事業所を設置して指定短期入所を行う場合、その設備の基準は条例第101条第5項及び規則第23条のとおりである。</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(指定短期入所の開始及び終了)</p> <p>第百二条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。</p> <p>2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p>		<p>4 運営に関する基準</p> <p>(1) 指定短期入所の開始及び終了(条例第102条)</p> <p>① 利用期間 指定短期入所事業者は、居室においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは、指定短期入所は、いたずらに長期間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な入所期間とすること。</p> <p>② 保健医療機関等との連携 条例第102条第2項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならないこととしたものである。</p>

(入退所の記録の記載等)

- 第百三条** 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第百四条** 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

- 第百五条** 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に適切に提供されなければならない。
- 2 指定短期入所事業者の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

- 第百六条** 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業者の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。
- 6 利用者の食事は、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

(支払を受けることができる費用)

- 第二十四条 条例第百四条第三項**の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。
- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 光熱水費
 - 三 日用品費
 - 四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、利用料等に関する指針に規定するところによるものとする。

(2) 入退所の記録の記載(条例第103条)

- ① 受給者証への必要事項の記載
指定短期入所事業者は、支給量管理の観点から、利用者の入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載することとしたものである。
- ② 受給者証の確認
指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。

(3) 利用者負担額等の受領(条例第104条、規則第24条)

- ① 利用者負担額等の受領等
指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。
- ② その他受領が可能な費用の範囲
条例第104条第3項及び規則第24条第1項は、指定短期入所事業者は、条例第104条第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、ア 食事の提供に要する費用
イ 光熱水費
ウ 日用品費
エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分別れない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、エの費用の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）によるものとする。

(4) 指定短期入所の取扱方針(条例第105条)

- 条例第105条第2項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。

(5) サービスの提供(条例第106条)

- ① サービス提供の基本方針
指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上を図られるよう、適切な技術をもって支援すること。なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。
- ② 入浴の実施
条例第106条第2項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。
なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
- ③ 食事の提供
ア 栄養管理等
同条第4項及び第5項に定める食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定短期入所事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。
(I) 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。
(II) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしてお

<p>(運営規程)</p> <p>第百七条 指定短期入所事業者は、<u>規則で定める事業の運営</u>についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第二十五条 <u>条例第百七条</u>の規則で定める重要事項は、次の各号(<u>条例第九十九条第二項</u>の規定の適用を受ける施設にあっては、第三号を除く。)に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員 四 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 五 サービス利用に当たったの留意事項 六 緊急時等における対応方法 七 非常災害対策 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他運営に関する重要事項 	<p>くこと。</p> <p>(Ⅲ) 適切な衛生管理がなされていること。</p> <p>イ 外部委託との関係 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。</p> <p>(6) 運営規程(<u>条例第107条</u>、<u>規則第25条</u>) 指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、<u>規則第25条第1号から第10号まで</u>に掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員(<u>規則第25条第3号</u>) 空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあつては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。
<p>(定員の遵守)</p> <p>第百八条 指定短期入所事業者は、<u>規則で定める利用者</u>の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(同時に指定短期入所を提供できない利用者の数)</p> <p>第二十六条 <u>条例第百八条</u>の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(<u>条例第二百二十四条第一項</u>に規定する指定共同生活介護事業所又は<u>条例第百九十五条第一項</u>に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 三 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 	<p>(7) 定員の遵守(<u>条例第108条</u>、<u>規則第26条</u>) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(17)を参照されたい。なお、この場合の指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 併設事業所の場合 併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数 ② 空床利用型事業所の場合 指定障害者支援施設等の居室のベッド数 ③ 単独型事業所の場合 単独型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数
<p>(準用)</p> <p>第百九条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から第四十三条まで、第六十一条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十四条、第七十五条、第八十八条及び第九十一条から第九十三条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百四条第二項」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百九条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>※準用なし</p>	<p>(8) 準用(<u>条例第109条</u>) <u>条例第10条</u>、<u>第12条から第18条まで</u>、<u>第20条</u>、<u>第21条</u>、<u>第23条</u>、<u>第24条</u>、<u>第28条</u>、<u>第29条</u>、<u>第36条から第43条まで</u>、<u>第61条</u>、<u>第67条</u>、<u>第69条</u>、<u>第71条</u>、<u>第74条</u>、<u>第75条</u>、<u>第88条及び第91条から第93条まで</u>の規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)及び(24)から(30)まで並びに第四の3の(9)、(15)、(17)、(19)、(20)、(21)及び(22)並びに第五の3の(6)、(9)及び(10)を参照されたい。</p>

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第百十条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この条において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。
- 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。
- 四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十一条 第四十三条及び第百四条第二項から第五項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(準用)

第二十七条 第二十四条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第百四条第三項」とあるのは「第百十一条において準用する条例第百四条第三項」と読み替えるものとする

5 基準該当障害福祉サービスの基準

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例(条例第110条)

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者等に対して、指定小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、条例第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供するものであること。
- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。
- ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43㎡以上であること。
- ④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害者等の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(2) 準用(条例第111条、規則第27条)

条例第43条及び第104条第2項から第5項まで並びに規則第24条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

<p>第六章 重度障害者等包括支援</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百十二条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第六章 重度障害者等包括支援</p>	<p>第七 重度障害者等包括支援</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第百十三条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第百九十五条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百十六条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。</p> <p>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を一以上置かなければならない。</p> <p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものでなければならない。</p> <p>4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第百十四条 第七条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。</p>	<p>（指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者）</p> <p>第二十八条 条例第百十三条第三項の規則で定める者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）に規定する者とする</p> <p>※準用なし</p>	<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(条例第113条、規則第28条)</p> <p>① サービス提供責任者 条例第113条第2項及び第3項は、指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下「サービス利用計画」という。）の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、次のいずれの要件にも該当するサービス提供責任者を1人以上置かなければならないこととしたものである。 ア 相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。）であること。 イ 重度障害者等包括支援利用対象者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第9の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者をいう。以下同じ。）に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者であること。 なお、その際の必要な実務経験については、業務の範囲通知のうち重度障害者等包括支援利用対象者に関するもの又はこれと同等であると知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づき、3年に換算して認定するものとする。</p> <p>② 管理者との兼務 配置されるサービス提供責任者のうち、1人以上は専任かつ常勤でなければならないが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないものであること。</p> <p>(2) 準用(条例第114条) 条例第7条については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の1の(3)を参照されたい。</p>

<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第百十五条 第九条第一項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。</p>	<p>※準用なし</p>	<p>2 設備に関する基準(条例第115条)</p> <p>条例第9条第1項については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の2の(1)から(4)までを参照されたい。</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(実施主体)</p> <p>第百十六条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。</p> <p>(事業所の体制)</p> <p>第百十七条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。</p> <p>2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。</p> <p>3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。</p> <p>(障害福祉サービスの提供に係る基準)</p> <p>第百十八条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十四号)又は障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十七号)に規定する基準を満たさなければならない。</p> <p>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。</p> <p>3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第百十九条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 実施主体(条例第116条)</p> <p>指定重度障害者等包括支援として提供される障害福祉サービスの内容及び当該サービスの質等については、指定重度障害者等包括支援事業者が責任を負う仕組みとしている。このため、当該指定重度障害者等包括支援事業者に求められる資質を確保する観点から、当該指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く。)又は指定障害者支援施設であることを、指定の要件としたものである。</p> <p>(2) 事業所の体制(条例第117条)</p> <p>① 条例第117条第1項は、指定重度障害者等包括支援事業所においては、重度の利用者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その時々々の心身の状態等に応じて必要となる複数の障害福祉サービスを臨機応変に組み合わせて提供する必要がある、緊急時等における利用者のニーズを即座に反映することが可能となるような体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、重度障害者等包括支援事業所が、複数の障害福祉サービスを組み合わせて提供するものであることにかんがみ、自ら又は第三者に委託することにより、最低2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 同条第3項は、指定重度障害者等包括支援事業所の利用者に病状の急変が生じた場合等において、適切かつ速やかに対応するため、当該指定重度障害者等包括支援事業所の利用者の状況等に応じて、適当と認められる医療機関(当該指定重度障害者等包括支援事業所が事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関、利用者の主治医、その他必要と考えられる医療機関)との協力体制を確保することを規定したものである。</p> <p>なお、これらの医療機関は、当該指定重度障害者等包括支援事業所から近距離にあることが望ましい。</p> <p>(3) 障害福祉サービスの提供に係る基準(条例第118条)</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障害者等包括支援事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供される障害福祉サービスに応じて、それぞれ次の要件を満たすこととしたものである。</p> <p>① 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援については、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大分県条例第64号)又は障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大分県条例第67号)の規定を満たしていること。</p> <p>② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、サービス利用計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。</p> <p>③ 短期入所及び共同生活介護については、基準の規定を満たしていること。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援の取扱方針(条例第119条)</p>	

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

第二百十条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

- 4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

- 5 第一項から第三項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

(運営規程)

第二百十一条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(運営規程に定める事項)

第二十九条 条例第二百十一条の規則で定める重要事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする利用者

条例第119条第3項は、指定重度障害者等包括支援事業者自らが、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を図らなければならないとしたものである。

(5) サービス利用計画の作成(**条例第120条**)

- ① 基本方針
サービス利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立つて作成することが重要であることから、その作成に当たっては、利用者及びその家族についてのアセスメント（利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握することをいう。以下同じ。）に基づき、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービス以外の保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス又は当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めサービス利用計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めること。

- ② 作成の手順
サービス提供責任者は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス利用計画を作成する観点から、各障害福祉サービスにおける共通の目標を達成するため、具体的に何ができるかなどについて、サービス利用計画原案に位置付けた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等を通じ、専門的な見地からの意見を踏まえることが重要である。

なお、サービス提供責任者は、利用者の状態を分析し、必要に応じてサービス担当者会議を開催すること。

- ③ 利用者の意向の尊重
サービス利用計画に位置付ける障害福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該サービス利用計画は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該サービス利用計画の作成に当たっては、これに位置付ける障害福祉サービスの種類及び内容について、利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス利用計画についても、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、遅滞なく交付することを義務付けたものである。

- ④ 解決すべき課題の適切な把握
指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス利用計画の作成後においても、利用者、その家族及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、サービス利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更を行うものとする。

(6) 運営規程(**条例第121条**、**規則第29条**)

指定重度障害者等包括支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、**規則第29条第1号から第9号まで**に掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定重度障害者等包括支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- ① 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数(**規則第29条第3号**)
指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し、あらかじめ指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を定めておく必要があること。
- ② 指定重度障害者等包括支援の内容(**規則第29条第4号**)
「指定重度障害者等包括支援の内容」とは、当該指定重度障害者等包括支援事業所が、自ら又は第三者に委託することにより指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉サービスのサービスの内容を指すものであること。
- ③ 事業の主たる対象とする利用者(**規則第29条第7号**)
指定重度障害者等包括支援の対象者は、Ⅰ類型からⅢ類型に分類される（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付障発第1031001号当職通知）第二の2の(8)の①参照。）が、これらの類型ごとに対象者像は大きく異なり、サービス利用計画を作成す

<p>(準用)</p> <p>第百二十二条 第十条から第二十二條まで、第二十四條、第二十八條、第二十九條、第三十四條から第四十三條まで及び第六十七條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「第百二十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百二十二條において準用する次條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百二十二條において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>八 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他運営に関する重要事項</p> <p>※準用なし</p>	<p>る上で、サービス提供責任者に求められる専門性が異なる場合も想定されるため、サービス提供責任者の適性や配置状況等によっては、専門性を確保する観点から、事業の主たる対象を、これらの種類のうち一部に特定して事業を実施することも差し支えないこと。</p> <p>(7) 準用(条例第122条)</p> <p>条例第10条から第22条まで、第24条、第28条、第29条、第34条から第43条まで及び第67条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、第三の3の(1)から(11)まで((3)の②を除く。)、(13)、(17)、(18)及び(23)から(30)まで並びに第四の3の(15)を参照されたい。</p>
--	--	--

<p>第七章 共同生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第二百二十三條 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第七章 共同生活介護</p>	<p>第八章 共同生活介護</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二百二十四條 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。</p> <p>一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上</p> <p>二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数</p> <p>ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数</p> <p>ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数</p> <p>ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数</p> <p>三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が三十以下のとき 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が三十を超えるとき 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>		<p>1 人員に関する基準(条例第124条)</p> <p>(1) 世話人(条例第124条第1項第1号) 指定共同生活介護事業所における置くべき世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活介護事業所の利用者の数を6で除して得た数以上とする。 (例) 利用者を12人とし、当該指定共同生活介護事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活介護の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1週間の間に、40時間×(12÷6)人=延べ80時間以上確保する必要がある。</p> <p>(2) 生活支援員(条例第124条第1項第2号) 生活支援員の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活介護事業所の利用者の障害程度区分ごとに、次のとおり算定して得た数の合計数以上とする。 ① 障害程度区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数 ② 障害程度区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数 ③ 障害程度区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数 ④ 障害程度区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数 (例) 利用者を12人(区分6が2人、区分5が4人、区分4が6人)とし、常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活介護の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1週間の間に、 ・区分6：40時間×(2÷2.5)人=32時間 ・区分5：40時間×(4÷4)人=40時間 ・区分4：40時間×(6÷6)人=40時間 延べ合計112時間以上確保する必要がある。</p> <p>(3) 世話人及び生活支援員の要件等</p> <p>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</p> <p>② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活介護事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活介護の提供に必要な員数を確保するものとする。</p> <p>(4) サービス管理責任者(条例第124条第1項第3号) 指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>(5) サービス管理責任者その他の職務との兼務について(条例第124条第3項) 指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活介護事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生</p>

<p>(管理者) 第二百二十五条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。</p>		<p>活介護事業所における入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 管理者(条例第125条) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p>
<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第二百二十六条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとする。</p>	<p>(共同生活住居の設備等の基準) 第三十条 条例第二百二十六条第五項の共同生活住居の設備等の基準は、次のとおりとする。 一 共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。</p> <p>二 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。 三 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。</p>	<p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 立地(条例第126条第1項) 指定共同生活介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活介護を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、知事が確認することを求めたものである。 この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活介護事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の实情に応じて適切に判断されるべきものである。 なお、この規定は、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したものではないこと。</p> <p>(2) 事業所の単位(条例第126条第2項、規則第30条第1号) 指定共同生活介護事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を指定共同生活介護事業所として指定することとし、当該指定共同生活介護事業所における共同生活住居の入居定員の合計が4人以上でなければならないものとする。なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居についても、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活介護事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。</p> <p>(3) 共同生活住居(規則第30条第2号・第3号) ① 「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。 ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。 なお、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。 ② 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。 ③ 一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。 ア 平成18年10月1日以降新規に設置する場合 2人以上10人以下 イ 既存の建物を共同生活住居として利用する場合 2人以上20人以下 ウ 県における指定共同生活介護の量が、県障害福祉計画において定める量に満たない地域であつて、知事が特に必要と認めた場合 21人以上30人以下</p>

<p>3 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</p> <p>4 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、共同生活住居の設備等の基準は<u>規則で定める</u>。</p>	<p>四 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。</p>	<p>(4) ユニット(条例第126条第3項及び第4項、規則第30条第4号)</p> <p>「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。</p> <p>① ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</p> <p>② ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。また、その広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p> <p>③ 居室の定員については、1人とすること。</p> <p>ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、指定共同生活介護事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。</p> <p>なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。</p> <p>④ 居室の面積は、7.43平方メートル(和室であれば4.5畳)以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。</p> <p>⑤ 居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。</p>
<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p>(入退居)</p> <p>第二百二十七条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(入退居の記録の記載等)</p> <p>第二百二十八条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第二百二十九条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、<u>規則で定める費用</u>の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p>	<p>(支払を受けることができる費用)</p> <p>第三十一条 <u>条例第二百二十九条第三項</u>の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p>	<p style="text-align: center;">3 運営に関する基準</p> <p>(1) 入退居(条例第127条)</p> <p>指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</p> <p>(2) 入退居の記録の記載(条例第128条)</p> <p>指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者負担額等の受領(条例第129条、規則第31条)</p> <p>① 利用者負担額の受領等</p> <p>指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p><u>条例第129条第3項及び規則第31条</u>は、指定共同生活介護事業者は、<u>条例第129条第1項及び第2項</u>の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、</p>

- 4 指定共同生活介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第百三十条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

第百三十一条 指定共同生活介護事業者は、第百四十条において準用する第六十条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第百三十二条 サービス管理責任者は、第百四十条において準用する第六十条（第十一項を除く。）に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

- 一 食材料費
二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(サービス管理責任者が行う業務)

第三十二条 条例第百三十二条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体

ア 食材料費

イ 家賃

ウ 光熱水費

エ 日用品費

オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）によるものとする。

また、入居前の体験的な利用（以下「体験利用」という。）に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払いを受けることとする。

(4) **利用者負担額に係る管理(条例第130条)**

指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に、指定共同生活介護以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない(ただし、体験利用の場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する)こととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

(5) **サービス管理責任者の責務(条例第132条、規則第32条)**

指定共同生活介護は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活介護計画の作成及び第四の3の(7)の①から③までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等

<p>(介護及び家事等)</p> <p>第百三十三条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行う努めなければならない。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。</p>	<p>及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。</p>
<p>(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第百三十四条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第三十三条 条例第百三十五条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入居定員</p> <p>四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p>	<p>(6) 介護又は家事等(条例第133条)</p> <p>① 支援の基本方針 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように指定共同生活介護を提供し又は必要な支援を行うものとする。 また、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。</p> <p>② 家事等の実施の方法 条例第133条第2項は、利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 居宅介護等の利用の制限 同条第3項は、指定共同生活介護は、当該指定共同生活介護事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、指定共同生活介護事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。 なお、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活介護については、この限りではない。</p> <p>(7) 社会生活上の便宜の供与(条例第134条)</p> <p>① 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等 指定共同生活介護事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 手続等の代行 指定共同生活介護事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。</p> <p>③ 家族との連携 指定共同生活介護事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第百三十五条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、<u>規則で定める</u>事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p>	<p>五 入居に当たっての留意事項</p>	<p>(8) 運営規程(条例第135条、規則第33条)</p> <p>指定共同生活介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定共同生活介護の提供を確保するため、規則第33条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。</p> <p>① 入居定員(規則第33条第3号) 入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活介護事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。 なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるため、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。</p> <p>② 指定共同生活介護の内容(規則第33条第4号) 指定共同生活介護の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事等の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。</p>

	<p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百三十六条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実にすることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(支援体制の確保)</p> <p>第百三十七条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第百三十八条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第百三十九条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	

	<p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>
	<p>(9) 勤務体制の確保等(条例第136条)</p> <p>① 従業者の勤務体制 利用者に対する適切な指定共同生活介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。 また、条例第136条第2項は、指定共同生活介護の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮すべきこととしたものである。</p> <p>② 生活支援員の業務の外部委託 同条第3項は、指定生活介護事業者は原則として、当該事業者の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならないが、当該共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実にすることができる場合は、指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者(以下「受託者」という)に委託することができることを定めたものである。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の指定共同生活介護に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。 同条第4項の規定は、当該委託を行う指定共同生活介護事業者(以下「委託者」という)は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。指定共同生活介護事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ(Ⅰ)及び(Ⅲ)の確認の結果を記録しなければならない。 ア 委託に係る業務(以下「委託業務」という。)の範囲 イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件 (Ⅰ) 受託者の従業者により、当該委託業務が基準第八章第四節の運営基準に従って、適切に行われていることを受託者が定期的に確認する旨 (Ⅱ) 委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。 (Ⅲ) 委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう(Ⅱ)の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 (Ⅳ) 受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 (Ⅴ) その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>③ 研修への参加 同条第5項は、当該指定共同生活介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保すること。</p>
	<p>(10) 支援体制の確保(条例第137条)</p> <p>指定共同生活介護事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。</p>
	<p>(11) 定員の遵守(条例第138条)</p> <p>運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないこととしたものである。</p>
	<p>(12) 協力医療機関等(条例第139条)</p> <p>条例第139条第1項及び第2項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。</p>

<p>(準用)</p> <p>第百四十条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十五条、第六十条（第十一項を除く。）、第六十一条、第六十七条、第七十一条、第七十四条から第七十六条まで、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百三十五条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百二十九条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百二十九条第二項」と、第六十条（第十一項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百三十九条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第三十四条 第十二条及び第十五条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百四十条において準用する条例第六十条第九項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百四十条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百四十条において準用する第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百四十条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第百四十条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第百四十条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第百四十条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(13) 準用(条例第140条、規則第34条)</p> <p>条例第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第55条、第60条（第11項を除く。）、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条まで、第89条、第91条及び第93条並びに規則第12条及び第15条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)、(24) から(28) まで及び(30) 並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19) 及び(21) から(23) まで並びに第五の3の(7) 及び(9) を参照されたい。</p>
--	---	---

<p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百四十一条 自立訓練（機能訓練）（施行規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p>	<p>第九 自立訓練（機能訓練）</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第百四十二条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。</p> <p>一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 イからニまでに定めるところによる。</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。</p> <p>ロ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ニ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>二 サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。</p> <p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5 第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>6 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第百四十三条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p>	<p>※準用なし</p>	<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(条例第142条第1項第1号) これらの従業者については、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上配置しなければならない。看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>(2) サービス管理責任者(条例第142条第1項第2号) 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。</p> <p>(3) 訪問による自立訓練（機能訓練）を行う場合(条例第142条第2項) 指定自立訓練（機能訓練）は、指定自立訓練（機能訓練）事業所において行うほか、利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、指定自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。</p> <p>(4) 機能訓練指導員(条例第142条第4項) 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の1の(3)を参照されたい。</p> <p>(5) 準用(条例第143条) 条例第52条については、指定自立訓練（機能訓練）に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p>

<p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p> <p>第百四十四条 第八十二条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第一節 指定障害福祉サービスに関する基準</p> <p style="text-align: center;">（準用）</p> <p>第三十五条 第十七条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「第百四十四条において準用する条例第八十二条第一項」と、同条第三項中「第八十二条第二項」とあるのは「第百四十四条において準用する条例第八十二条第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">2 設備に関する基準(条例第144条、規則第35条)</p> <p>指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2を参照されたい。</p>
<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">（利用者負担額等の受領）</p> <p>第百四十五条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち<u>規則で定める費用</u>の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</p> <p>5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">（訓練）</p> <p>第百四十六条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。</p> <p>4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">（支払を受けることができる費用）</p> <p>第三十六条 <u>条例第百四十五条第三項</u>の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 食事の提供に要する費用</p> <p>二 日用品費</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 前項第一号に掲げる費用については、<u>利用料等に関する指針</u>に規定するところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用者負担額等の受領(条例第145条、規則第36条)</p> <p>① 利用者負担額等の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲 <u>条例第145条第3項</u>及び<u>規則第36条</u>は、指定自立訓練(機能訓練)事業者は、条例第145条第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</p> <p>(2) 訓練(条例第146条)</p> <p>① 基本方針 指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、自立訓練(機能訓練)計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。 また、指定自立訓練(機能訓練)は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該指定自立訓練(機能訓練)の訓練期間経過後、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。</p> <p>② 職員体制 <u>条例第146条第3項</u>に規定する「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。 なお、指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組み</p>

(地域生活への移行のための支援)
第百四十七条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第百六十二条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。
 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)
第百四十八条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十四条から第七十六条まで及び第八十七条から第九十三条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百四十八条において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百四十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十八条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第百四十八条において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百四十八条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)
第百四十九条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百五条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この条節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
 二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
 四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)
第三十七条 第十二条、第十三条、第十五条及び第十九条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百四十八条において準用する第二十条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第百四十八条」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(準用)
第三十七条 第十二条、第十三条、第十五条及び第十九条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百四十八条において準用する第二十条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第百四十八条」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百四十八条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

ものとする。
 (3) **地域生活への移行のための支援(条例第147条)**
 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域生活へ移行できるよう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも6月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならないこととしたものである。

(4) 準用(条例第148条、規則第37条)
 ① **条例第10条から第21条まで、第23条、第24条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第59条から第61条まで、第67条、第69条、第70条、第71条（第3項後段を除く。）、第74条から第76条まで及び第87条から第93条まで並びに規則第12条、第13条、第15条及び第19条**の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業に準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)から(10)まで（(3)の②を除く。）、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで及び(30)、並びに第四の3の(6)から(9)まで（(7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、(15)、(17)から(19)まで及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(5)から(10)までを参照されたい。
 ② **条例第148条**の規定により準用される**第11条**については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。
 ③ **条例第148条**の規定により準用される**第70条**については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1) **基準該当自立訓練（機能訓練）の基準(条例第149条)**
 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の(1)を参照されたい。この場合において第五の4の(1)の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活(身体)分野」と読み替えるものとする。

(準用)
第百五十条 第四十三条及び第百四十五条第二項から第五項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(準用)
第三十八条 第三十六条の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは「第百五十条において準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとする。

(2) 準用(条例第150条、規則第38条)
条例第43条及び第145条第2項から第5項まで並びに規則第36条の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第三の3の(30)及び第十の3の(1)(第三の3の(11)の①を参照する部分を除く。)を参照されたい。

<p>第九章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百五十一条 自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第九章 自立訓練（生活訓練）</p>	<p>第十 自立訓練（生活訓練）</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第百五十二条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。</p> <p>一 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上</p> <p>イ ロに掲げる利用者以外の利用者</p> <p>ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、施行規則第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者</p> <p>二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一以上</p> <p>三 サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。</p> <p>3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。</p> <p>4 第一項（第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>第九章 自立訓練（生活訓練）</p>	<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 生活支援員及び地域移行支援員（条例第152条第1項第1号及び第2号）</p> <p>① 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合</p> <p>生活支援員の員数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合</p> <p>生活支援員の員数が、常勤換算方法により、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を10で除した数並びに指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）の利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置するとともに、1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>また、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う地域移行支援員の員数については、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上配置することが必要である。</p> <p>(2) サービス管理責任者（条例第152条第1項第3号）</p> <p>指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>(3) 看護職員を配置する場合（条例第152条第2項）</p> <p>指定自立訓練（生活訓練）事業所において、健康上の管理が必要な利用者がいるために看護職員を配置している場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、生活支援員及び看護職員の総数が、条例第152条第1項第1号において必要とされる生活支援員の数を満たしていれば足りるものとする。ただし、この場合は、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>(4) 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（条例第152条第3項）</p> <p>指定自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、第十の1の(3)を参照されたい。</p>

<p>(準用) 第百五十三条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</p>	<p>※準用なし</p>	<p>(5) 準用(条令第153条) 条令第52条については、指定自立訓練(生活訓練)に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p>
<p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p> <p>第百五十四条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、<u>規則で定める</u>。</p> <p>3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、居室の基準は次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。</p> <p>一 一の居室の定員は、一人とすること。</p> <p>二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の居室及び浴室の基準は<u>規則で定める</u>。</p>	<p style="text-align: center;">第一節 指定障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(設備の基準) 第三十九条 条令第百五十四条第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p> <p>2 条令第百五十四条第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>3 条令第百五十四条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室 イ及びロに定めるとおりとする。 イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>四 便所 利用者の特性に応じたものであること</p> <p>4 条令第百五十四条第四項の指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の浴室の基準は、利用者の特性に応じたものであることとする。</p>	<p style="text-align: center;">2 設備に関する基準</p> <p>(1) 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合(条令第154条第2項、規則第39条第1項) 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(1)を参照されたい。</p> <p>(2) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合(条令第154条第3項、規則第39条第4項) 指定宿泊型自立訓練事業所については、条令第154条第1項に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設ける必要があること。この場合、当該居室の定員は1人とし、その面積は、収納設備等を除いて7.43㎡以上とすること。 ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通動寮が指定自立訓練（生活訓練）事業所に転換した場合においては、居室の定員及び面積について、次のとおり経過措置が設けられていること(条例附則第19項)。</p> <p>① 居室の定員 ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 2人以下 イ ア以外の施設 4人以下(ただし、平成18年の障害者自立支援法施行に伴い廃止された「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等基準」という。)」附則第4条に規定する経過措置により居室の定員を「原則として4人以下」としている指定知的障害者通動寮については、「原則として4人以下」として差し支えないこと。)</p> <p>② 居室の面積 ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利用者1人当たりの床面積が4.4㎡以上 イ ア以外の施設利用者1人当たりの床面積が6.6㎡以上(ただし、旧知的障害者更生施設等基準附則第4条に規定する経過措置により、入所者1人当たりの床面積を「3.3㎡以上」としている指定知的障害者通動寮については、「3.3㎡以上」として差し支えないこと。)</p> <p>(3) 訓練・作業室等の面積及び数 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(2)を参照されたい。</p>

<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第百五十五条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した都度、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第百五十六条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、<u>規則で定める費用</u>の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、<u>規則で定める費用</u>の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>5 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百五十七条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸 記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>(支払を受けることができる費用)</p> <p>第四十条 条例第百五十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 食事の提供に要する費用</p> <p>二 日用品費</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 条例第百五十六条第四項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 食事の提供に要する費用</p> <p>二 光熱水費</p> <p>三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 日用品費</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>3 第一項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、<u>利用料等に関する指針</u>に規定するところによるものとする。</p> <p>(整備等を行うべき記録)</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) サービスの提供の記録(条例第155条)</p> <p>① 条例第155条第1項については、指定居宅介護の場合と同趣旨であるため、第三の3の(9)の①を参照されたい。</p> <p>② 条例第155条第2項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(2)の①を参照されたい。</p> <p>③ 条例第155条第3項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(2)の②を参照されたい。</p> <p>(2) 利用者負担額等の受領(条例第156条、規則第40条)</p> <p>① 利用者負担額等の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)におけるその他受領が可能な費用の範囲 条例第156条第3項及び規則第40条第1項の規定は、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、条例第156条第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</p> <p>③ 指定宿泊型自立訓練におけるその他受領が可能な費用の範囲 条例第156条第4項及び規則第40条第2項の規定は、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、条例第156条第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 食事の提供に要する費用 イ 光熱水費 ウ 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 なお、ウについては、国若しくは地方公共団体の補助金等（いわゆる民間補助金を含む。）により建設され、買収され又は改造された建物（建設等費用の全額を補助金等により賄った場合に限る。）を用いて、指定宿泊型自立訓練を提供する場合には、利用者に対し、当該費用についての負担を求めることはできないものである。 また、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）によるものとする。</p>
---	--	--

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

（準用）

第百五十八条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（指定宿泊型自立訓練の事業以外の指定自立訓練（生活訓練）の事業にあつては第三項後段を除く。）、第七十四条、第七十五条、第八十七条から第九十三条まで、第三百十条、第四百四十六条及び第四百七十七条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百五十八条において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百五十六条第一項から第四項まで」と、第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百五十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百五十八条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第百五十八条において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百五十八条において準用する前条」と、第三百十条中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第四十一条 条例第百五十七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第百五十五条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
- 二 条例第百五十八条において準用する条例第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 条例第百五十八条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 四 条例第百五十八条において準用する条例第六十条第一項に規定する自立訓練（生活訓練）計画
- 五 条例第百五十八条において準用する条例第七十四条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 六 条例第百五十八条において準用する条例第八十九条に規定する市町村への通知に係る記録

（支給決定障害者から除く者等）

第四十二条 条例第百五十八条の規定により読み替えて準用する**条例第二十三条及び第三百十条**の規則で定める者は、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条**において準用する**同令第二十二條及び第四百四十四條**に規定する**厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号。以下「指定基準第七十一条等」で定める告示」という。）**第一号に規定する者とする。

（準用）

第四十三条 第十二条、第十三条及び第十九条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百五十八条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百五十八条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百五十八条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

(3) 準用(条例第158条、規則第42条・第43条)

- ① 条例第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第59条から第61条まで、第67条、第69条、第70条、第71条（指定宿泊型自立訓練の事業以外の指定自立訓練（生活訓練）の事業にあつては第三項後段を除く。）、第74条、第75条、第87条から第93条まで、第130条、第146条及び第147条並びに規則第12条、第13条及び第19条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(8)まで((3)の②を除く。)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで及び(30)並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)、(21)及び(22)並びに第五の3の(5)から(10)まで並びに第九の3の(4)並びに第十の3の(2)及び(3)を参照されたい。
- ② 条例第158条の規定により準用される第11条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。
- ③ 条例第158条の規定により準用される第70条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。

<p style="text-align: center;">第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)</p> <p>第百五十九条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第二百五十五条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この条節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p> <p>第百六十条 第四十三条及び第百四十五条第二項から第五項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第四十四条 第三十六条の規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは「第百六十条において準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当自立訓練(生活訓練)の基準(条例第159条) 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の(1)を参照されたい。この場合において第五の4の(1)の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活(知的・精神)分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 準用(条例第160条、規則第44条) 条例第43条及び条例第145条第2項から第5項まで並びに規則第36条の規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)について準用されるものであることから、第三の3の(30)及び第十一の3の(2)(第三の3の(11)の①を参照する部分を除く。)を参照されたい。</p>
---	--	--

<p>第十章 就労移行支援</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百六十一条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第十章 就労移行支援</p>	<p>第十一 就労移行支援</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第百六十二条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。</p> <p>一 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上</p> <p>三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）</p> <p>第百六十三条 前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。</p> <p>一 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p>	<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員(条例第162条第1項第1号) 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>(2) 就労支援員(条例第162条第1項第2号) 就労支援員は、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。</p> <p>(3) サービス管理責任者(条例第162条第1項第3号) 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。</p> <p>(4) 認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数(条例第163条)</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>② サービス管理責任者については、指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。</p>	

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上
 ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

(準用)
第百六十四条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第八十条の規定は、適用しない。

※準用なし

③ なお、認定指定就労移行支援事業所の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の学校又は養成施設の教員との兼務が可能であること。

(5) 準用(条例第164条)
 条例第52条については、指定就労移行支援に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。

第三節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)
第百六十五条 次条において準用する第八十二条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)
第百六十六条 第八十二条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

(準用)
第四十五条 第十七条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「第百六十六条において準用する条例第八十二条第一項」と、同条第三項中「第八十二条第二項」とあるのは「第百六十六条において準用する条例第八十二条第二項」と読み替えるものとする。

2 設備に関する基準(条例第166条、規則第45条)

指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2を参照されたい。

第四節 運営に関する基準

(実習の実施)
第百六十七条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第七十一条において準用する第六十条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。
 2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)
第百六十八条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。
 2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)
第百六十九条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

3 運営に関する基準

(1) 実習の実施(条例第167条)
 実習については、就労移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めること。
 なお、実習時において、指定就労移行支援事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。
 また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。

(2) 求職活動の支援等の実施(条例第168条)
 求職活動については、就労移行支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援すること。

(3) 職場への定着のための支援等の実施(条例第169条)
 指定就労移行支援事業者は、利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。
 なお、こうした指定就労移行支援事業者による職場への定着支援は、無期限に行うのではなく、6月間経過後は、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な相談支援が継続的に行われるよう、当該就労支援機関との必要な調整を行わなければならない。

(就職状況の報告)

第百七十条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第百七十一条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(第三項後段を除く。)、第七十四条から第七十六条まで、第八十五条から第九十三条まで、第百三十条、第百四十五条及び第百四十六条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十一条において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十一条において準用する第百四十五条第一項」と、第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百七十一条において準用する第百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第百七十一条において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百七十一条において準用する前条」と、第百三十条中「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)」が」とあるのは「支給決定障害者(規則で定める者に限る。以下この条において同じ。)」が」と読み替えるものとする。

(支給決定障害者から除く者等)

第四十六条 第百七十一条の規定により読み替えて準用する**条例第二十三条及び第百三十条**の規則で定める者は、**指定基準第百七十一条等**で定める**告示第一号**に規定する者とする。

(準用)

第四十七条 第十二条、第十三条、第十五条、第十九条及び第三十六条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百七十一条において準用する**条例第六十条第九項**」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百七十一条において準用する**条例第六十条第十一項**」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百七十一条において準用する**条例第七十六条第二項**」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百七十一条において準用する**条例第二十条第一項**」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百七十一条において準用する**条例第六十条第一項**」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第百七十一条において準用する**条例第八十九条**」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第百七十一条において準用する**条例第七十四条第二項**」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第百七十一条」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百七十一条において準用する**条例第九十条**」と、第三十六条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは「第百七十一条において準用する**条例第百四十五条第三項**」と読み替えるものとする。

(4) **就職状況の報告(条例第170条)**

指定就労移行支援事業者は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6年以上職場へ定着している者の数を、県(中核市においては、中核市。)に報告しなければならないこと。

(5) 準用(条例第171条、規則第46条・第47条)

① **条例第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第59条から第61条まで、第67条、第69条、第70条、第71条(第3項後段を除く。)、第74条から第76条まで、第85条から第93条まで、第130条、第145条及び第146条並びに規則第12条、第13条、第15条、第19条及び第36条**の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで及び(30)並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)から(10)まで並びに第八の3の(4)並びに第九の3の(1)及び(2)を参照されたい。

② **条例第171条**の規定により準用される**第11条**については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。

③ **条例第171条**の規定により準用される**第70条**については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。

<p>第十一章 就労継続支援A型</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第七十二条 施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第十一章 就労継続支援A型</p>	<p>第十二 就労継続支援A型</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第七十三条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。</p> <p>一 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第七十四条 第五十二条及び第八十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。</p>	<p>第一節 人員に関する基準</p> <p>※準用なし</p>	<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員(条例第173条第1項第1号) 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 なお、職業指導員及び生活支援員の員数は、雇用関係の有無を問わず、利用者たる障害者の人数に基づき算定すること。</p> <p>(2) サービス管理責任者(条例第173条第1項第2号) 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。</p> <p>(3) 準用(条例第174条) 条例第52条については、指定就労継続支援A型に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p>
<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第七十五条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、<u>規則で定める</u>。</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第四十八条 条例第七十五条第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けなければならないことができる。</p> <p>2 条例第七十五条第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p> <p>3 条例第七十五条第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この</p>	<p>2 設備に関する基準(条例第175条、規則第48条)</p> <p>指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2を参照されたい。</p>

	<p>限りでない。</p> <p>4 条例第七十五条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 訓練・作業室 イ及びロに定めるとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。 	
<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p>(実施主体)</p> <p>第七十六条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。</p> <p>(雇用契約の締結等)</p> <p>第七十七条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第八十五条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第六条の第十二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>(就労)</p> <p>第七十八条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第七十九条 指定就労継続支援A型事業者は、第七十七条第一項に規定する利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、第七十七条第二項の規定により雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型の提供を受ける利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p> <p>3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。</p>		<p style="text-align: center;">3 運営に関する基準</p> <p>(1) 実施主体(条例第176条)</p> <p>① 指定就労継続支援A型を実施する法人は、同一法人内において専ら社会福祉事業を行っているものでなければならないこと。</p> <p>ただし、特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法第34条により設立された法人等であって、専ら社会福祉事業以外の事業を行っているものについて、知事が当該事業を社会福祉事業に準ずるものとして認めた場合については、専ら社会福祉事業を行っているものとして取り扱って差し支えないこと。</p> <p>② 指定就労継続支援A型事業者は、特例子会社であってはならないこと。</p> <p>(2) 雇用契約の締結等(条例第177条)</p> <p>指定就労継続支援A型の利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関連法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者には該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう、配慮すること。</p> <p>なお、利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成18年10月2日障障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>(3) 賃金及び工賃(条例第178条)</p> <p>雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」（平成18年10月2日障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。</p> <p>さらに、雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと。</p> <p>ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、県（中核市においては、中核市。）は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p>

(実習の実施)

第百八十条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百八十四条において準用する第六十条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第百八十一条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百八十二条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第百八十三条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、規則で定める数を超えて雇用してはならない。

(準用)

第百八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条(第三項後段を除く。)、第七十四条から第七十六条まで、第八十七条から第九十三条まで、第百四十五条、第百四十六条及び第七十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第百四十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十三条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(利用者及び従業者以外の者の雇用人数)

第四十九条 条例第百八十三条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第五十条 第十二条、第十三条、第十五条、第十九条及び第三十六条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一项」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第六十条第十一项」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第二十号第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第百八十四条」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第九十条」と、第三十六条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとする。

(4) **実習の実施(条例第180条)**

指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第十一の3の(1)を参照されたい。

(5) **求職活動の支援等の実施(条例第181条)**

指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第十一の3の(2)を参照されたい。
なお、在宅で就労する者については、職業指導員が、少なくとも週に1回以上、利用者の居宅を訪問すること等により適切な支援を行うこと。

(6) **職場への定着のための支援等の実施(条例第182条)**

指定就労移行支援の場合と同趣旨であるため、第十一の3の(3)を参照されたい。

(7) **利用者及び従業者以外の者の雇用(条例第183条、規則第49条)**

就労継続支援A型事業者は、利用者以外に、就労の機会の提供として行われる指定就労継続支援A型に従事する障害者以外の職員(条例第173条により必要とされる従業者は含まない。)を、利用定員(雇用契約によらない利用者に係る利用定員を含む。)の規模に応じた数を上限として雇用することができることを定めたものである。ただし、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場のうち、既に当該上限数を超える障害者以外の職員を福祉工場において行われる事業に従事する職員として雇用しているものが、就労継続支援A型事業者に転換する場合については、当分の間、同条の規定による基準を満たすための計画を知事に提出した場合に限り、同条の規定による上限数を超えた職員の雇用が引き続き可能である(条例附則第20項、規則附則第5項)。

なお、就労継続支援A型事業において就労の機会の提供として行われる事業は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障害者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないよう、その人数等について、十分に配慮すること。

(8) **準用(条例第184条、規則第50条)**

① 条例第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第59条から第61条まで、第67条、第69条、第70条、第71条(第3項後段を除く。)、第74条から第76条まで、第87条から第93条まで、第145条、第146条及び第170条並びに規則第12条、第13条、第15条、第19条及び第36条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで及び(30)並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(5)から(10)まで並びに第九の3の(1)及び(2)を参照されたい。

② 条例第184条の規定により準用される第11条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。

③ 条例第184条の規定により準用される第70条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。

<p style="text-align: center;">第十二章 就労継続支援B型</p> <p style="text-align: center;">第一節 基本方針</p> <p>第百八十五条 施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第十二章 就労継続支援B型</p>	<p style="text-align: center;">第十三 就労継続支援B型</p>
<p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p>第百八十六条 第五十二条、第八十条及び第百七十三条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">※準用なし</p>	<p style="text-align: center;">1 人員に関する基準(条例第186条)</p> <p style="text-align: center;">条例第52条及び第173条については、指定就労継続支援B型に準用されるものであることから、第四の1の(7)の①並びに第十二の1の(1)及び(2)を参照されたい。</p>
<p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p> <p>第百八十七条 第百七十五条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">※準用 : 規則第五十一条で規定</p>	<p style="text-align: center;">2 設備に関する基準(条例第187条、規則第51条第1項)</p> <p style="text-align: center;">指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2を参照されたい。</p>
<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p>(工賃の支払等)</p> <p>第百八十八条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。</p> <p>3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第百八十九条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十四条から第七十六条まで、第八十五条、第八十七条から第九十三条まで、第百四十五条、第百四十六条及び第百八十条から第百八十二条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十九条において準用する第九十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十九条において準用する第百四十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百八十九条において準用する第百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第九十条中「第九十三条」とあるのは「第百八十九条において準用する第九十三</p>	<p style="text-align: center;">第一節 指定障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第五十一条 第十二条、第十三条、第十五条、第十九条、第三十六条及び第四十八条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第二十條第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第六十条第一項」と、同条</p>	<p style="text-align: center;">3 運営に関する基準</p> <p>(1) 工賃の支払等(条例第188条)</p> <p>利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと。ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、県（中核市においては、中核市。）は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>また、指定就労継続支援B型事業者は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、県（中核市にあっては県及び中核市）に届け出なければならないこと。</p> <p>なお、具体的な届出方法については「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障害障第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>(2) 準用(条例第189条、規則第51条第2項)</p> <p>① 条例第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第59条から第61条まで、第67条、第69条、第70条、第71条（第三項後段を除く。）、第74条から第76条まで、第85条、第87条から第93条まで、第145条、第146条及び第180条から第182条まで並びに 規則第12条、第13条、第15条、第19条及び第36条の規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで（(3)の②を除く。）、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで及び(30)並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(4)並びに第九の3の(1)及び(2)並びに第十二の3の(4)から(6)までを参照されたい。</p> <p>② 条例第189条の規定により準用される第11条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p>

条」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第八十九条において準用する前条」と、第八十条第一項中「第八十四条」とあるのは「第八十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第三号中「第六十六条」とあるのは「第八十九条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第八十九条」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第八十九条において準用する条例第九十条」と、第三十六条第一項中「第四十五条第三項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第四十五条第三項」と、第四十八条第一項から第三項までの規定中「第七十五条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第七十五条第一項」と、同条第四項中「第七十五条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第七十五条第二項」と読み替えるものとする。

③ 条例第189条の規定により準用される第70条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

- 第百九十条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第二百五条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第二条第二項第七号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。
- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十号。以下「保護施設等基準条例」という。）第三十五条に掲げる職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。
 - 3 基準該当就労継続支援B型事業所は、保護施設等基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

第百九十一条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(工賃の支払)

- 第百九十二条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(運営規程に定める事項)

- 第五十二条 条例第百九十一条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 基準 該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - 五 サービスの利用に当たっての留意事項
 - 六 緊急時等における対応方法
 - 七 非常災害対策
 - 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - 九 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十 その他運営に関する重要事項

4 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(1) 運営規程(条例第191条、規則第52条)

基準該当就労継続支援B型の利用定員については、運営規程において定める必要がないこと。

(準用)

第百九十三条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十二条、第五十九条から第六十一条まで、第六十九条、第七十一条(第三項後段を除く。)、第七十四条から第七十六条まで、第八十五条、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十三条まで、第四百四十五条(第一項を除く。)、第四百四十六条、第四百八十条から第四百八十二条まで及び第四百八十五条の規定は、基準該当労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十三条において準用する第四百四十五条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百九十三条において準用する第四百四十五条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十三条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当労継続支援B型計画」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第百九十三条において準用する前条」と、第四百八十条第一項中「第百八十四条」とあるのは「第百九十三条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十三条 第十二条、第十三条、第十五条及び第三十六条の規定は、基準該当労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第二十條第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当労継続支援B型計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第百九十三条」と、第三十六条第一項中「第四百四十五条第三項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第四百四十五条第三項」と読み替えるものとする。

(2) 準用(条例第193条、規則第53条)

- ① 条例第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第52条、第59条から第61条まで、第69条、第71条(第三項後段を除く。)、第74条から第76条まで、第85条、第86条、第89条、第91条から第93条まで、第145条(第1項を除く。)、第146条、第180条から第182条まで及び第185条並びに規則第12条、第13条、第15条及び第36条の規定は、基準該当労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)(①を除く。)、(17)、(24)から(28)まで及び(30)並びに第四の1の(7)、3の(6)から(9)まで、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)、(6)、(7)、(9)及び(10)並びに第九の3の(1)(第三の3の(11)の①を除く。)及び(2)並びに第十二の3の(4)から(6)までを参照されたい。
- ② 条例第193条の規定により準用される第11条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。

<p>第十三章 共同生活援助</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百九十四条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第十三章 共同生活援助</p>	<p>第十四 共同生活援助</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第百九十五条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。</p> <p>一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上</p> <p>二 サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数</p> <p>イ 利用者の数が三十以下のとき 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が三十を超えるとき 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（準用）</p> <p>第百九十六条 第二百五条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</p>	<p>※準用なし</p>	<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 世話人(条例第195条第1項第1号) 指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除して得た数以上とする。 なお、世話人は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</p> <p>(2) サービス管理責任者(条例第195条第1項第2号) 指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第九の1の(4)及び(5)を参照されたい。</p> <p>(3) 準用(条例第196条) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(7)の①を参照されたい。</p>
<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>（準用）</p> <p>第百九十七条 第二十六条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</p>	<p>※準用 : 規則第五十四条で規定</p>	<p>2 設備に関する基準(条例第197条、規則第54条第1項)</p> <p>条例第126条及び規則第30条については、指定共同生活援助について準用されるものであることから、第九の2を参照されたい。</p>

<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p>(家事等)</p> <p>第百九十八条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百九十九条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十五条、第六十条（第十一項を除く。）、第六十一条、第六十七条、第七十一条、第七十四条から第七十六条まで、第八十九条、第九十一条、第九十三条、第二百七条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第三十九条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百条において準用する第三十五条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百条において準用する第二十九条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百条において準用する第二十九条第二項」と、第六十条（第十一項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百条において準用する第三十九条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第三十一条第一項及び第三十二条中「第四百条」とあるのは「第二百条」と、第三十四条第一項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第五十四条 第十二条、第十五条及び第三十条から第三十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百条において準用する第六十条第九項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百条において準用する第六十条第九項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百条において準用する第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第二百条において準用する第六十六条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第二百条において準用する第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第二百条」と、第三十条中「第二百六条第五項」とあるのは「第九十七条において準用する第二百六条第五項」と、第三十一条中「第二百九条第三項」とあるのは「第二百条において準用する第二百九条第三項」と、同条第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第三十二条中「第三十二条」とあるのは「第二百条において準用する第三十二条」と、同条第三号中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と、第三十三条中「第三十五条」とあるのは「第二百条において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">3 運営に関する基準</p> <p>(1) 家事等(条例第198条) 指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第九の3の(6)の②及び③を参照されたい。</p> <p>(2) 勤務体制の確保等(条例第199条) 指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第九の3の(9)の①及び③を参照されたい。</p> <p>(3) 準用(条例第200条、規則第54条第2項) 条例第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第55条、第60条(第11項を除く。)、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条まで、第89条、第91条、第93条、第127条から第132条まで、第134条、第135条及び第137条から第139条まで並びに規則第15条及び第31条から第33条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)、(24)から(28)まで及び(30)並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(1)から(5)まで、(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。</p>
--	---	---

第十四章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第二百一条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（**指定通所支援事業基準条例第六条**に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（**指定通所支援事業基準条例第六十三条第一項**に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（**指定通所支援事業基準条例第七十三条第一項**に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十九条第六項、第四百二十二条第六項及び第七項、第五百二十二条第六項、第六百二十二条第四項及び第五項並びに第七百七十三条第四項（第八十六條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤にすれば足りる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十九条第一項第三号及び第七項、第四百二十二条第一項第二号及び第八項、第五百二十二条第一項第三号及び第七項、第六百二十二条第一項第三号及び第六項並びに第七百七十三条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第八十六條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち**規則で定めるもの**を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
一 利用者の数の合計が六十以下のとき 一以上
二 利用者の数の合計が六十を超えるとき 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備の特例)

第二百二条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第十四章 多機能型に関する特例

(一の事業所であるとみなす事業所)

第五十五条 条例第二百一条第二項の規則で定める事業所は、**サービス管理を行う者を定める告示第二号**に規定する事業所とする。

第十五 多機能型に関する特例

1 従業員の員数等に関する特例

(1) **常勤の従業者の員数の特例(条例第201条第1項)**

利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。

(2) **サービス管理責任者の員数の特例(条例第201条第2項、規則第55条)**

多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、

- ① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は、1人以上
- ② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上とすること。

(3) **その他の留意事項**

多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者(管理者及びサービス管理責任者を除く。)間の兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。

なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあつては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。

2 設備の特例(条例第202条)

多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該各指定障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第二百三条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第二百二十四条第一項第一号及び第三号並びに第九十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、イ又はロに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数の合計が三十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数の合計が三十を超えるとき 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第二百四条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第二百二十六条（第九十七条において準用する場合を含む。）及び第三百十八条（第二百条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第十六 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

1 従業者の員数に関する特例(条例第203条)

指定共同生活介護と指定共同生活援助を一体的に行う事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所等」という。)にあつては、世話人及びサービス管理責任者の配置について、当該事業所を一つの事業所とみなして、当該指定共同生活介護と指定共同生活援助の利用者の合計数に基づき、次のとおり、これらの従業者を配置しなければならないものとする。

(1) 世話人

一体型指定共同生活介護事業所等に置くべき世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活介護と指定共同生活援助の利用者の合計数を6で除した数以上とすること。

(2) サービス管理責任者

一体型指定共同生活介護事業所等に置くべきサービス管理責任者の員数については、当該指定共同生活介護と指定共同生活援助の利用者の合計数に応じて、

① 利用者の合計数が30人以下の場合は、1人以上

② 利用者の合計数が31以上の場合は、1人に、利用者の合計数が30人を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

2 設備及び定員の遵守に関する特例(条例第204条)

一体型指定共同生活介護事業所等にあつては、指定共同生活介護及び指定共同生活援助で求められる設備基準及び定員遵守の規定について、これらの事業所の利用者の合計数及びその入居定員の合計数を、一の事業所の利用者の数及び入居定員とみなして適用されるものであること。

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第二百五条 離島その他の地域であって規則で定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第二百九条までに定めるところによる。

(従業者の員数)

第二百六条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）
- 二 看護職員 一以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
- 三 理学療法士又は作業療法士 一以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
- 四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上
 - イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者
 - ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者
- 五 職業指導員 一以上（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）
- 六 サービス管理責任者 一以上

2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第二百七条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(利用定員)

第二百八条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第二百九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条第二項、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第五十九条、第六十条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条（第三項後段を除く。）、第七十六条、第八十二条、第九十条及び第九十三条の規定は、特定基

第十五章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(特例が適用される地域)

第五十六条 条例第二百五条の規則で定める地域は、**離島その他の地域を定める告示**に規定する地域とする。

(準用)

第五十七条 第十二条、第十三条、第十五条、第十七条及び第十九条（第十号を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百九条第

準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百九条第一項において準用する第九十条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百九条第二項において準用する第八十三条第二項及び第三項、第二百九条第三項及び第五項において準用する第百四十五条第二項及び第三項並びに第二百九条第四項において準用する第百五十六条第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百九条第二項において準用する第八十三条第二項、第二百九条第三項及び第五項において準用する第百四十五条第二項並びに第二百九条第四項において準用する第百五十六条第二項」と、第三十六条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第九十三条中「前条」とあるのは「第二百九条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十一条、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第八十三条（第一項を除く。）、第八十四条（第五項を除く。）、第八十五条から第八十九条まで、第九十一条及び第九十二条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十八条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十三条（第一項を除く。）中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十四条第六項、第八十七条第四項及び第九十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第六十一条、第七十四条、第七十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百四十一条、第百四十五条（第一項を除く。）、第百四十六条（第三項を除く。）及び第百四十七条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十七条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百四十一条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百四十五条（第一項を除く。）中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百四十六条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第六十二条、第七十四条、第七十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百四十六条（第三項を除く。）、第百四十七条第二項、第百五十一条及び第百五十六条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十七条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百四十六条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百五十一条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定

一項において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第二十條第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第二百九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第二百九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第二百九条第一項」と、第十七条第一項及び第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第八十二条第一項」と、同条第三項中「第八十二条第二項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第八十二条第二項」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、特定基準 該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十三条第三項」とあるのは「第二百九条第二項において準用する条例第八十三条第三項」と、同項第四号中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と読み替えるものとする。

3 第三十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは「第二百九条第三項において準用する条例第百四十五条第三項」と、同項第三号中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と読み替えるものとする。

4 第四十条（第二項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「第百五十六条第三項」とあるのは「第二百九条第四項において準用する条例第百五十六条第三項」と、同項第三号中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、同条第三項中「第一項第一号及び前項第一号から第三号まで」とあるのは「第一項第一号」と読み替えるものとする。

障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第五十六条（第一項及び第四項を除く。）中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第六十一条、第七十四条、第七十五条、第八十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第一百四十五条（第一項を除く。）、第一百四十六条（第三項を除く。）、第八十条から第八十二条まで、第八十五条及び第八十八条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十七条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百四十五条（第一項を除く。）中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第一百四十六条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第一項中「第八十四条」とあるのは「第二百九条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第八十五条中「施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、「同号」とあるのは「施行規則第六条の十第二号」と読み替えるものとする。

5 第三十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「第一百四十五条第三項」とあるのは「第二百九条第五項において準用する条例第一百四十五条第三項」と、同項第三号中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

第十七章 雑則

（委任）

第二百十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第十六章 雑則

（委任）

第五十八条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

- 2 当分の間、第一号の規則で定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十九条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。
 - 一 次のイからハまでに掲げる利用者（規則で定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数
 - イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数
 - ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
 - ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数
 - 二 前号の規則で定める者である利用者の数を十で除した数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合の同項の利用者の数は、推定数による。

(地域移行型ホームの特例)

- 4 平成二十四年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定基準省令」という。）附則第七条第一項の規定により指定共同生活介護の事業等を行っている者については、第二百二十六条第一項（第九十七号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

(地域移行型ホームの特例)

- 第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第四十条第一項（第二百十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。
- 一 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第八十九条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活介護又は指定共同生活援助（以下「指定共同生活介護等」という。）の量が事業を開始する時点において、法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活介護等の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであること。
 - 二 当該入所施設の入所定員又は病院の精神病床の減少を伴うものであること。ただし、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(条例附則第二項第一号の規則で定める者)

- 2 条例附則第二項第一号の規則で定める者は、指定基準第百七十一条等で定める告示第三号に規定する者とする。

第十七 附則

- 1 地域移行型ホームの特例（基準附則第7条、条例附則第4項）

指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所の立地については、条例第126条の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしている（第九の2の(1)参照）が、平成24年3月31日までの間、入所施設又は病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行型ホームとして、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。

なお、平成24年3月31日までの間に指定を受けた地域移行型ホームについては、平成24年4月1日以降についても、引き続き当該事業を行うことができることに留意すること。

- (1) 指定共同生活介護又は指定共同生活援助の量が、県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、知事が特に必要と認めた場合であること。

- (2) 入所施設の定員数又は病院の精神病床数を減少を伴うものであること。この場合における具体的な取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 入所施設又は病院の一部又は全部を地域移行型ホームに転換する場合については、入所施設又は病院の定員1以上の削減に対し、地域移行型ホームの定員を1とする（つまり、入所施設又は病院の定員の削減数の範囲内で、地域移行型ホームの定員を設定することとなる）。
 - ② 入所施設又は病院の敷地内にある看護師寮や職員寮など、入所施設又は病院以外の建物を地域移行型ホームに転換する場合については、原則として、入所施設又は病院の定員1の削減に対し、地域移行型ホームの定員を2とする。
 - ③ 入所施設又は病院の敷地内にある身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム(A型及びB型)、知的障害者通動寮又は知的障害者福祉ホームを地域移行型ホームに転換する場合については、入所施設又は病院の定員削減は要さないものとする。

知的障害者福祉法」という。) 第二十一条の八に規定する知的障害者通勤療のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤療」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム(附則第十九条及び附則第二十二条において「旧精神障害者福祉ホーム」という。)を共同生活住居とする場合においてはこの限りでない。

- 2 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において現に前項の規定により指定共同生活介護の事業等を行っている者については、第四百零四条第一項(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、同号に掲げる規定の施行の日以降においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。
- 3 第一項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所(以下「地域移行型ホーム」という。)における指定共同生活介護の事業等について第四百零四条第二項から第七項まで(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第四百零四条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間)

第八条 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。)は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活介護等を提供してはならない。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針)

第九条 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

(地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等)

第十条 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第五百零四条又は第二百十三条において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

- (3) 1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、**規則第30条**の規定にかかわらず、4人以上30人以下であること。

2 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間(基準附則第8条)

地域移行型ホームは、地域への移行のための通適的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し、2年を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。

しかしながら、個々のケースによっては、当該2年間が経過した時点において、利用者の状況や退去後の居住の場の確保が困難な場合など、一律に退居を求めることは適当でない場合も想定されることから、例外的に、市町村審査会における個別の判断により、地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間の延長が認められるものとする。

3 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針(基準附則第9条)

地域移行型ホームを行う事業者は、利用者が、当該地域移行型ホームを退居し、一般住宅又は指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該地域移行型ホームに入居してから原則として2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。

4 地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等(基準附則第10条)

地域移行型ホームにおけるサービス管理責任者は、条例第140条及び第200条において準用する**条例第60条**に規定される業務のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行型ホームに入居してから2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な共同生活介護計画又は共同生活援助計画を作成する必要がある。

また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活介護計画又は共同生活援助計画に位置付けた上で、入所施設又は病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。

(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)

第十一条 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成十八年十月一日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

5 指定共同生活援助事業者（平成十八年十月一日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第百二十六条第一項（第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

(経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例)

6 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成二十七年三月三十一日までの間、当該事業所（以下「経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。）には、第百二十四条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

一 平成十八年十月一日前から居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以降も引き続き入居していること

二 生活支援員を置くことが困難であること

(経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例)

7 経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第百四十条において準用する第六十条及び第百三十三条第三項の規定は適用しない。

8 経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第百四十条において準用する第六十七条に掲げる業務のほか、第百三十二条の規定による規則に定める業務を行うものとする。

(経過の居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例)

9 経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等

5 地域移行型ホームに係る協議の場の設置(基準附則第11条)

基準附則第11条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。

なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要となるものである。

また、当該地域移行推進協議会における報告等の記録は、**条例第76条第2項**の規定に基づき、5年間保存しなければならない。

6 平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例(条例附則第5項)

平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、条例第126条の規定(第九の2の(1)参照)にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。

ただし、指定共同生活介護事業者、指定共同生活援助事業者又は一体型指定共同生活介護事業者等においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなければならない。

7 経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例(条例附則第6項)

条例附則第6項に規定する経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、次の要件を満たすものとして知事が判断した場合において、平成27年3月31日までの間、生活支援員及びサービス管理責任者を配置しないことができるものとする。

(1) 平成18年9月30日において、旧指定共同生活援助と併せて、旧指定居宅介護(身体介護、家事援助又は日常生活支援に限る。)の支給決定を受けていた利用者が、平成18年10月1日以降も引き続き指定共同生活介護の支給決定を受ける場合であること。

この場合、指定申請の際には、当該利用者の受給者証の写し等により、平成18年9月30日における旧指定居宅介護の支給決定の有無について知事が確認する必要があることに留意すること。

(2) 共同生活介護事業所が生活支援員を確保することが困難であること。

8 経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例(条例附則第7項及び第8項)

(1) 経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、世話人以外の介護等のサービスを提供する生活支援員を配置しないことができることとしたことから、必要な介護等のサービスについて、利用者の負担により、当該経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所以外の従業者からサービスを受けることができることとしたものである。この場合、当該経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者は、市町村から居宅介護等の支給決定を受け、居宅介護事業所等との契約により、サービスを受けることができるものとする。

(2) 経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、サービス管理責任者を配置しないことができることとしたことから、**条例第140条**において準用する**第60条**の規定に基づく共同生活介護計画の作成義務を課さないこととするとともに、当該経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、**条例第140条**において準用する**第67条**に掲げる業務のほか、**条例第132条**及び**規則第32条**に掲げるサービス管理責任者の業務を行うものとする。

9 経過の居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例(条例附則第9項から第11項ま

を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）については、平成二十七年三月三十一日までの間、第百九十五条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができる。

10 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第百九十五条において準用する第六十条の規定は適用しない。

11 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第百九十五条において準用する第六十七条に掲げる業務のほか、第百九十五条において準用する第百三十二条の規定による規則に定める業務を行うものとする。

12 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第十五章の規定を準用する。

（平成十八年十月一日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

13 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第百二十六条第四項（この規定を第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

14 第百三十三条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

15 第百三十三条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

- 一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること
- 二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること

16 前二項の場合における第百二十四条第一項第二号ロからニまでの規定の適用については、これらの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第十四項又は第十五項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（平成十八年十月一日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

（平成十八年十月一日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

3 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第三十条第四号（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

（平成十八年十月一日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

で）

経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と一体的に行う指定共同生活援助事業所については、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の経過措置期間と同様、平成27年3月31日までの間、サービス管理責任者を置かないことができるとし、**条例第200条**において準用する**第60条**の規定に基づく共同生活援助計画の作成義務は課さないこととしたものである。

また、当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、**条例第200条**において準用する**第67条**に掲げる業務のほか、**条例第132条**及び**規則第32条第4号**に掲げるサービス管理責任者の業務を行うものとする。

10 準用(**条例附則第12項**)

経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所と経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を一体的に行う場合については、第十六の規定が準用されるものであることから、第十六を参照された。

11 平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例(**条例附則第13項**、**規則附則第3項**)

平成18年10月1日前から存する指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、**条例第126条第4項**及び**規則第30条**については適用せず、旧指定基準を満たしていれば足りるものとする。

12 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(**条例附則第14項から第16項まで**)

(1) 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護の対象者であつて、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、**条例第133条第3項**の規定を適用しないものとする。

(2) 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、居宅介護（「居宅における身体介護が中心である場合」に限る。）の利用を希望し、次の①及び②の要件のいずれにも該当する場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、**条例第133条第3項**の規定を適用しないものとする。

- ① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- ② 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること。

(3) **条例附則第14項**及び**第15項**の場合における**条例第124条第1項第2号**に掲げる当該指定共同生活介護事業所に置くべき生活支援員の員数については、当該利用者の数を2分の1として算定するものとする。

例)

17 平成十八年十月一日前から存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通動寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通動寮」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下この項及び附則第二十一項において「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第二百六十六条（第九十七條において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、当分の間、第二百六条第四項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、適用しない。

（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）

18 精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）及び指定知的障害者通動寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業についての第百五十四条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一人とすること」とあるのは、「一人とすること。ただし、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。）については二人以下と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通動寮については四人以下とすることができる」と、同項第二号中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル以上とすること」とあるのは「七・四三平方メートル以上とすること。ただし、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については四・四平方メートルと、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通動寮については六・六平方メートルとすることができる」とする。

19 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害

設等に係る設備に関する特例)

4 平成十八年十月一日前から存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通動寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等についての第三十条第四号（第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同号中「二人以上十人以下」とあるのは、「二人以上三十人以下」とする。

13 平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例(条例附則第17項、規則附則第4項)

平成18年10月1日前から存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム(A型及びB型)、知的障害者通動寮、知的障害者福祉ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 規則第30条第4号に掲げるユニットの定員については、「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とする。

(2) 条例第126条第4項第2号に掲げる居室の定員及び居室の床面積については、精神障害者福祉ホームB型を除き、適用しないこととする。

者通勤寮についての第百五十四条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同項第二号中「七・四三平方メートル」とあるのは「一人当たり三・三平方メートル」とする。

(指定就労継続支援A型に関する経過措置)

20 平成十八年十月一日前から存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。)のうち規則で定めるもの、精神障害者授産施設のうち規則で定めるもの又は知的障害者授産施設のうち規則で定めるもの(これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定就労継続支援A型を行う場合については、第百八十三条の基準を満たすための計画を提出したときには、当分の間、同条の規定は適用しない。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

21 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、旧精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、平成十八年十月一日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五十三条第一項、第八十二条第一項(第百四十四条及び第百六十六条において準用する場合を含む。)、第百五十四条第一項又は第百七十五条第一項(第百八十七条において準用する場合を含む。)に規定する多目的室を設けないことができる。

(従たる事業所に関する経過措置)

22 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年十月一日前から存する分場(整備省令による改正前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号)第五十一条第一項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第六条第一項及び第四十七条の十第一項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、第八十条第二項(第百四十三条、第百五十三条、第百六十四条、第百七十四条及び第百八十六条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。

(条例附則第二十項の規則で定める施設)

5 条例附則第二十項の規則で定める身体障害者授産施設は身体障害者福祉工場とし、同項の規則で定める精神障害者授産施設は精神障害者福祉工場とし、同項の規則で定める知的障害者授産施設は知的障害者福祉工場とする。